

十 勝 国 有 林 の 地 域 別 の 森 林 計 画 書

(十 勝 森 林 計 画 区)

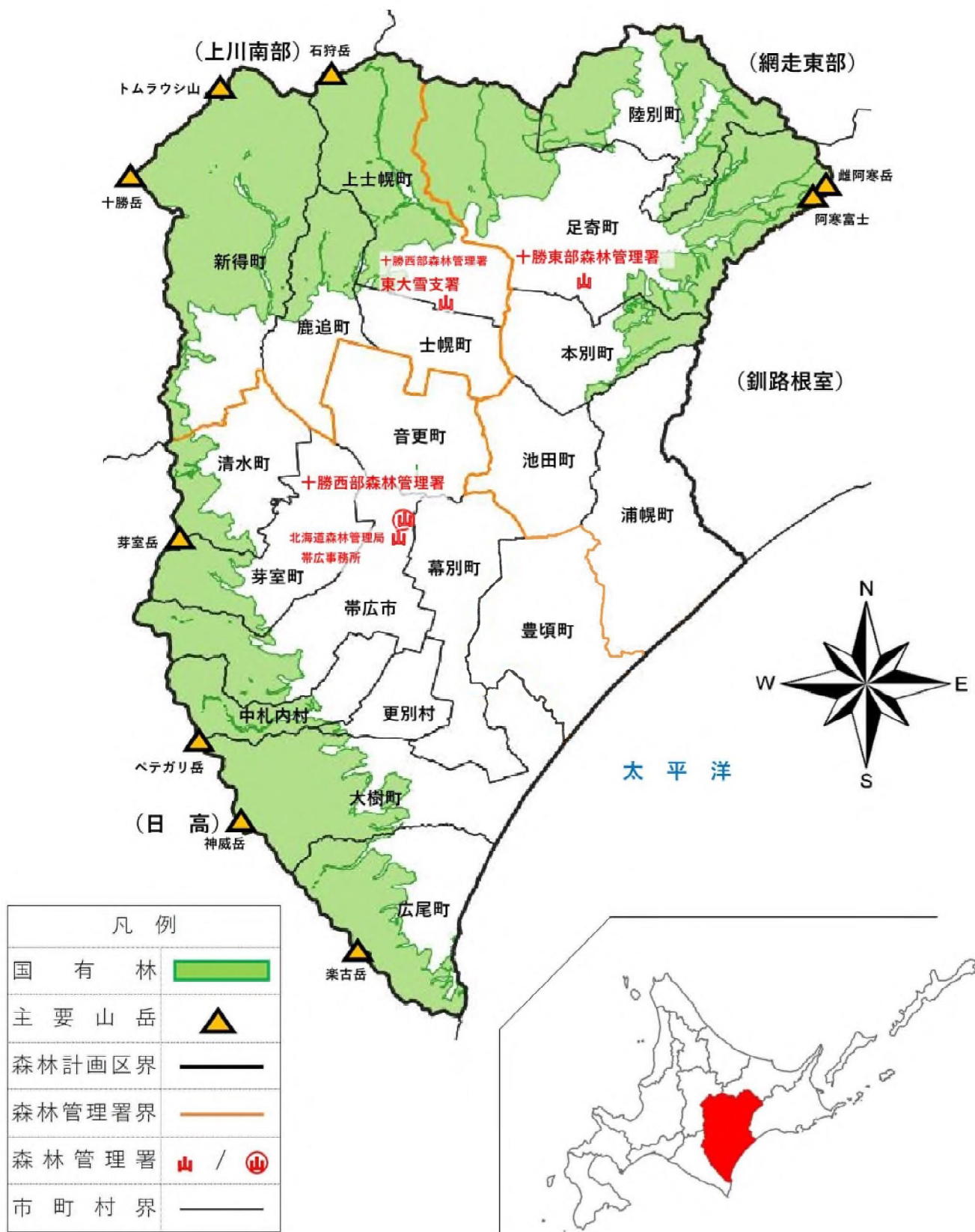
計画期間

自	令和 6 年 4 月 1 日
至	令和 1 6 年 3 月 3 1 日

樹立年月日： 令和 5 年 1 2 月 2 5 日

北海道森林管理局

十勝森林計画区の位置図



は し が き

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、十勝森林計画区に係る国有林について、公益的機能別施業森林の区域及び施業方法、並びにその整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項等を定めるものです。

目 次

I	計画の大綱	
1	森林計画区の概況 -----	1
	(1) 位置	
	(2) 自然的背景	
	(3) 社会経済的背景	
	(4) 森林・林業・木材産業の概況	
2	前計画の実行結果の概要及びその評価 -----	2
	(1) 伐採立木材積	
	(2) 人工造林・天然更新別面積	
	(3) 間伐面積	
	(4) 林道の開設又は拡張の数量	
	(5) 保安林の整備	
	(6) 治山事業	
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方 -----	4
II	計画事項	
第1	計画の対象とする森林の区域 -----	5
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	5
	(1) 森林の整備及び保全の目標	
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
	(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2	その他必要な事項 -----	9
第3	森林の整備に関する事項	
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） -----	9
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
	(2) 立木の標準伐期齢	
	(3) その他必要な事項	
2	造林に関する事項 -----	12
	(1) 人工造林に関する事項	
	(2) 天然更新に関する事項	
	(3) その他必要な事項	

3	間伐及び保育に関する事項	15
	(1) 間伐の標準的な方法	
	(2) 保育の標準的な方法	
	(3) その他必要な事項	
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	17
	(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	
	(2) その他必要な事項	
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	18
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
	(3) 林産物の搬出方法等	
	(4) その他必要な事項	
6	森林施業の合理化に関する事項	20
	(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
	(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
	(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	
	(4) その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	
1	森林の土地の保全に関する事項	21
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
	(4) その他必要な事項	
2	保安施設に関する事項	21
	(1) 保安林の整備に関する事項	
	(2) 保安施設地区の指定に関する事項	
	(3) 治山事業の実施に関する事項	
	(4) その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	22
	(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
4	森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項	23
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	

- (2) 鳥獣による森林被害対策の方針
- (3) 林野火災の予防の方針
- (4) その他必要な事項

第5 計画量等

1 伐採立木材積	2 4
2 間伐面積	2 4
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	2 4
4 林道の開設又は拡張に関する計画	2 4
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	2 4
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	2 5
(1) 制限林の所在及び面積	
(2) 保安林の区域内の森林	
(3) 自然公園特別保護地域内における森林	
(4) 史跡名勝天然記念物における森林	
(5) 鳥獣保護区域内における森林	
(6) その他制限林	
(7) その他	
2 その他必要な事項	2 8
(1) 民有林と国有林が一体となった森林づくり	
(2) 森林環境教育の推進	
(3) 開かれた国有林野事業の展開	
(4) 濁水防止への配慮	
(5) アイヌ文化振興への貢献	

Ⅲ 別 表

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	1
別表2 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	5
別表3 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林 及びその搬出方法	6
別表4 鳥獣害防止森林区域	7
別表5 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	8
別表6 治山事業の数量	1 0
別表7 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	1 1

Ⅳ 林道開設計画図

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積	1
(2) 地況	2
(3) 土地利用の状況	4
(4) 産業別就業者数	4

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表	5
(2) 制限林普通林別森林資源表	10
(3) 市町村別森林資源表	11
(4) 制限林の種類別面積	15
(5) 樹種別材積表	18
(6) 荒廃地等の面積	18
(7) 森林の被害	18

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況	19
(2) 林業事業体等の現況	20
(3) 林業労働力の概況	21
(4) 林業機械化の概況	21

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	22
(2) 間伐面積	22
(3) 人工造林・天然更新別面積	22
(4) 林道の開設及び拡張の数量	22
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	23

5 林地の異動状況

(1) 森林より森林以外への異動	23
(2) 森林以外より森林への異動	23

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等	24
(2) 分期別期首資源表	25

7 その他

(1) 持続的伐採可能量	28
--------------	----

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置

北海道南東部の太平洋側に位置し、十勝総合振興局管内の全域で構成される。北西部から南西部は上川南部森林計画区及び日高森林計画区に接し、北東部から南東部は網走東部森林計画区及び釧路根室森林計画区に接している。

(2) 自然的背景

ア 地勢

本森林計画区は、北部に石狩岳（1,967m）、トムラウシ山（2,141m）、十勝岳（2,077m）といった大雪山系があり、西部は芽室岳（1,754m）、ペテガリ岳（1,736m）、神威岳（1,600m）等の急峻な日高山脈が連なり、東部は雌阿寒岳（1,499m）、阿寒富士（1,476）等の阿寒の山々、南部は太平洋に面し、内陸部の平野には扇状地や段丘が広がる。

大雪山系及び日高山脈を水源とする大小の河川が合流して延長 156km の長さを有する十勝川となり、歴舟川、豊似川等の 200 あまりの河川が流れ込み、平野を潤し太平洋に注いでいる。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質 大雪・阿寒山系の火成岩、日高山脈の深成岩等が母材となっており、特に北部には軽石流堆積物、平野部にはシルト質のローム層が広がっている。

(イ) 土壌 火山灰層の被覆のある褐色森林土。山麓、平野部には黒色土が広く分布。

ウ 気候

夏期は海岸部では海霧が立ちこむため、日中の気温はそれほど上がらないが、内陸部は比較的高温が続く。冬期は低温乾燥であり、十勝平野では降雪量が少なく、晴天の日が続く、年平均気温は約 6℃である。年間を通じて、全国的にも有数の日照時間に恵まれる。

また、年平均降水量は約 950 mm であり、最深積雪は約 140 cm である。

(3) 社会経済的背景

ア 市町村の構成

1 市 16 町 2 村（国有林は 1 市 12 町 2 村に所在）

イ 人口

約 333 千人（令和 2 年国勢調査）

ウ 産業

(ア) 農 業 恵まれた土地を活かした日本有数の農業地帯である。畑作では十勝平野において麦類、豆類、馬鈴薯、甜菜等が盛んに行われ、酪農及び肉用牛の大規模な生産が展開されており、日本の食料基地として重要な役割を担っている。

(イ) 水産業 黒潮と親潮が交錯する好漁場を有し、シシャモを始め、サケ・マス、スケトウダラ、タコ、ツブ等を対象とした沿岸・沖合漁業が盛んである。また、種苗放流や新たな魚貝類養殖など栽培漁業の積極的な展開を図り、漁礁や産卵礁の設置を推進している。

(ウ) エ 業 農畜産加工を主体とする食料品製造業、木材・木製品製造業が活発な地域。

(エ) 観光業 大雪山国立公園、阿寒摩周国立公園等の雄大な山岳景観や「ばんえい競馬」「モール温泉」等の北海道遺産のほか、農作物や酪農等地元食材を活かした食の提供、スケールの大きな草原等の景色が広がる。

(4) 森林・林業・木材産業の概況

ア 森林・林業

(ア) 森林面積 計画区 689 千 ha (計画区土地面積の約 64%)
国有林 415 千 ha (計画区森林面積の約 60%)

(イ) 森林蓄積 計画区 124,666 千 m³
国有林 75,753 千 m³
(国有林の ha 当たり蓄積 183 m³ (全道平均 154 m³))

(ウ) 人工林率 計画区 25% (全道平均 27%)
国有林 14%

注) (ア)～(ウ)は令和3年度北海道林業統計による。

イ 産業別就業人口総数における林業の状況

本計画区の産業別就業人口総数は 159,851 人、このうち第1次産業が 22,932 人で 14%、第2次産業が 26,455 人で 17%、第3次産業が 104,628 人で 65%となっている。

第1次産業の内訳は農業が 21,295 人、林業が 1,098 人である。

就業人口に占める第1次産業就業率は、全道平均の 7%に対し、14%と高く、第1次産業に占める林業の就業人口は、全道平均の 4%に対し、5%と僅かに高くなっている。

注) 産業別就業人口総数には、分類不能の人数を含む。

注) 令和2年国勢調査結果 (総務省統計局)

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採立木材積については、主に、台風による林道被害により、現地へのアクセスが不可能となったことや、主伐から間伐への変更が生じたことにより、主伐は減、間伐は増となった。

人工造林・天然更新については、主伐の伐採量が減となったことに伴い、減となった。

間伐面積については、おおむね計画通りであるが、主伐から間伐への変更が生じたため増となった。

林道の開設については、台風による被災した路線の復旧や、地元要望・各事業の緊急度を勘案のうえ実行し、開設については減、拡張については増となった。

保安林の整備については、対象箇所を精査し計画に基づく指定を行った。また、道路用地転用に伴う所管換等による解除が発生した。

治山事業については各事業の緊急度を勘案のうえ実行し、山腹工でおおむね計画どおり、溪間工、植栽工については減となった。

(1) 伐採立木材積

単位 材積：千 m^3

区分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	560	867	1,428	352	880	1,232	63%	101%	86%
針葉樹	463	750	1,213	263	710	972	57%	95%	80%
広葉樹	97	117	214	89	171	260	92%	146%	121%

注1) 四捨五入の関係で、総数は必ずしも一致しない。(以下の表についても同じ。)

注2) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(H31～R5年度)である。

(2) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
4,836	2,783	58%	4,736	2,746	58%	100	38	38%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(H31～R5年度)である。

(3) 間伐面積

単位 面積：ha

計 画	実 行	実行歩合
16,273	17,345	107%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(H31～R5年度)である。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 距離：km

区 分	開設延長			拡張箇所数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	27	19	70%	40	49	123%

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分(H31～R5年度)である。

(5) 保安林の整備

単位 面積：ha

種類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	1,825	2,146	118%	－	5	－
水 源 か ん 養	1,825	2,146	118%	－	2	－
土 砂 流 出 防 備	－	－	－	－	2	－
保 健	－	－	－	－	1	－

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分（H31～R5 年度）である。

(6) 治山事業

主な工種	計 画	実 行	実行歩合
溪 間 工（箇所）	54	27	50%
山 腹 工（箇所）	16	15	94%
植 栽 工（ha）	15	7	47%
本 数 調 整 伐（ha）	－	－	－

注) 計画及び実行数値は、前計画の前期分（H31～R5 年度）である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。

一方で近年、気候変動による豪雨の増加等に伴い、山地災害が激甚化・多様化していることから、林地保全に配慮した森林づくりが求められている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。

本計画では、このような考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにする。

計画の策定に当たっては、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、各機能に応じた計画事項を明らかにし、森林づくりに取り組むこととする。

この計画に即し、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行の確保が図られ、森林・林業等に関する諸施策が適切に講じられるように配慮する。

Ⅱ 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		414,746.74	
市 町 別 内 訳	帯 広 市	20,854.31	
	音 更 町	51.16	
	士 幌 町	149.32	
	上 士 幌 町	47,367.35	
	鹿 追 町	17,975.63	
	新 得 町	83,685.71	
	清 水 町	11,386.16	
	芽 室 町	15,388.37	
	中 札 内 村	16,717.25	
	更 別 村	566.92	
	大 樹 町	41,406.43	
	広 尾 町	32,626.20	
	本 別 町	9,962.81	
	足 寄 町	78,255.63	
	陸 別 町	38,353.49	

注 1) 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林及び公有林野等官行造林地とする。なお、本計画区内には公有林野等官行造林地は存在しない。

注 2) 森林計画図は、北海道森林管理局計画課、十勝東部森林管理署、十勝西部森林管理署及び十勝西部森林管理署東大雪支署に備え置く。

第 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

上記の「計画樹立に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、流域の自然的、社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を把握した上で、多様な森林の計画的な整備及び保全を推進する。具体的には、自然条件等に応じ、天然力を活用した施業を主体として育成複層林へと誘導・維持する施業を積極的に推進するとともに、原生的な森林の保存に努める。その整備にあつては、人為による育成と天然力を適切に組み合わせた複数の樹冠層を構成する多様性に富む森林への計画的な整備を推進していく。また、育成単層林については、適切な間伐等の施業や適確な更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地になることをいう。以下同じ。）の確保により、健全な森林の育成に努める。天然生林については、適確な管理・保全等を行い、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図る。

さらに、地質の脆弱な火山性地形の分布などの特性に応じた治山施設の整備を推

進する。

なお、機能ごとの森林整備及び保全の目標を以下に定める。

ア 水源涵養機能^{かん}

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、流域を基本的な単位として、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、社会情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化にも配慮する。

また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、流域治水とも連動した国土強靱化対策を推進する。加えて、衛星画像等のリモートセンシングの利用を推進する。あわせて、エゾシカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図る。

森林の有する各機能を踏まえ、それぞれの機能の維持増進を図るための森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

ア 水源涵養機能^{かん}

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能^{かん}の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林であって、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他山地災害の防備のための森林は、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林

は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

		単位 面積 : ha	
区 分		現 況	計 画 期 末
面積	育 成 単 層 林	50,895	45,873
	育 成 複 層 林	45,258	54,073
	天 然 生 林	289,520	285,726
森林蓄積 (m ³ /ha)		206	220

注) 育成単層林：森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

育成複層林：森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。

2 その他必要な事項

(1) 取水施設の上流域等の保全

取水施設の上流等の特定水源に近接する箇所の伐採については、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮し、水源に影響を及ぼすおそれがある場合は施業を見合わせるとともに、溪流沿いについては、溪流への土砂の流出・崩壊を抑えるため、おおむね 50 m 以上（水辺からおおむね片側 25m 以上）の保護樹帯を設置する。

(2) 希少な野生生物が生息する森林の取扱い

ア クマゲラ、クマタカ・オオタカ、シマフクロウ

希少な野生鳥類の生息する森林の取扱いについては、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）や別途定める各種生息森林の取扱方針に基づき、生息環境の整備、保全に努める。

イ その他の希少な野生生物

このほかの希少な野生生物（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）に基づき定められている国内希少野生動植物種や環境省及び北海道のレッドデータブックに掲載されている種など）についても、その生育・生息の把握に努める。

その生育・生息が確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得つつ、その保護に配慮した施業に努める。

第 3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林施業を実施するに当たっては、第 2 の 1 「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

また、施業の実施に当たっては、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果

的に行う。さらに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。加えて、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、人工林においては、林内に生育している天然木の配置状況等森林の現況を考慮し、様々な林種・樹種・林齢からなる森林へ誘導・維持する整備を推進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の目的の達成に必要な施業を行う。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、標準伐期齢に達しているものを対象とし、更新を伴うものとする。

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。その際、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ目標林型に応じた適切な伐採及び更新の方法を定めて実施する。特に天然更新を活用する場合には、天然稚幼樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

また、林業機械の走行等に必要な搬出路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、林地の保全や生物多様性等に配慮するとともに「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえて行う。

なお、水源涵養機能等の高度発揮と資源の循環利用を進める観点から、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、森林の諸機能の維持、生物多様性の保全等のため、必要がある場合には、保護樹帯を設置する。

ア 皆伐

皆伐は、林地生産力が高く、傾斜が緩やかで林道からの距離が近いなど引き続き効率的な施業が可能な箇所を実施する。その際には、公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。皆伐については、標準伐期齢におおむね10年を加えた林齢に達しているものを対象とする。

イ 択伐

択伐は、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

複層伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率による。

（2）立木の標準伐期齢

主要な樹種の標準伐期齢は、流域の標準的な立地条件にある森林における平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢

なお、標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、保安林等の伐採規制等に用いられるものである。

人天別	樹種	標準伐期齡
人 工 林	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	トドマツ	50
	カラムツ、グイマツ	30
	その他針葉樹	40
	カンバ、ドロノキ、ハンノキ(天然林を含む)	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 〃	

ア 伐採箇所の選定や事業の実施に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮して行うものとし、流木の発生及び土砂の流出に起因する被害を最小化するべく、必要な措置を講ずる。

(ア) クマゲラ

営巣木保護区域では、間伐及び弱度の択伐以外の伐採は行わないとともに、産卵・抱卵・育雛期間（４～６月頃）は立ち入りを控え、騒音の発生を防止する。緩衝区域においては、伐採は択伐及び間伐を原則とし、機能区分に基づき皆伐が必要な場合は面積５ha以下として、更新後の平均樹高が１０mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

（具体的な取扱いは、「クマゲラ生息森林の取扱い方針」（平成 18 年 6 月 29 日付け 18 北計第 27 号）による。）

営巣木が確認された場合は、クマタカについては営巣木から半径 500m程度、オオタカについては半径 250m程度の「営巣中心域」を設定する。

営巣木から半径 50m程度は、原則として伐採は行わない。

営巣中心域では、営巣期には営巣の確認のため以外は入林せず、間伐等の実施は非営巣期（クマタカ：9～1月、オオタカ：8～2月）に行い、皆伐が必

要な場合は1ha以下として、更新後の平均樹高が10mに達するまでは隣接した伐採区域は設定しない。

採餌場の確保に配慮するため、高利用域内の人工林において皆伐を行う場合には、面積を5ha以下にするとともに、分散配置に努める。

（具体的な取扱いは、「クマタカ・オオタカ生息森林の取扱い方針について」（平成30年1月23日付け29北計第76号）による。）

（ウ）シマフクロウ

繁殖活動が旺盛なつがいが確実に営巣している区域及び行動が確認された区域を「シマフクロウの生息を保護する区域」として設定し、特に営巣木と繁殖期の主要な採餌場所を含む周辺一帯の区域を「営巣木保護区域」とする。

「シマフクロウの生息を保護する区域」においては、営巣木及び大径樹洞木（営巣候補木）の保残に努めるとともに、繁殖期間（1～6月）内は、原則として施業を実施しない。

また、繁殖期間以外の期間に行う施業において、人工林については、シマフクロウの生息環境の保全に資するため、間伐を適切に実施し林分の健全化に努めるとともに、必要に応じ移動空間確保のための密度調整を行う。天然林については、営巣木保護区域内において、風害等による被害木の伐採等の森林の維持管理のために行う伐採を除き、原則伐採は行わない。

なお、施業の実施に当たっては、シマフクロウの餌となる魚類、両生類等の生息環境に影響を及ぼさないよう努める。

（具体的な取扱いは、「シマフクロウ生息地保護林等の森林施業について」（令和2年3月25日付け元北計第110号）による。）

（エ）その他の希少な野生生物

第2の2の（2）のイにおける森林と同様の取扱いとする。その生育・生息が確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得つつ、その保護に配慮した施業に努める。

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新すべき期間内に造林を行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件に応じて、人工造林又は天然更新による。特に、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における造林の方法は、人工造林による。

（1）人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種

適地適木を基本として、郷土樹種も考慮に入れて、気象、地形、土壌等の自然条件、既往の成林状況及び地域における造林樹種の需給動向等を勘案し選定する。

また、育成複層林施業を行う林分については、自然条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林は、気象及び気象害の発生状況その他の自然条件及び既往の造林地の成績等を勘案する。また、天然力を積極的に活用するとともに、エリートツリー等の成長の優れた樹木の導入やコンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業システムの導入も推進しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

(ア) 地拵え

地拵えの方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況や大型機械の有効活用等も検討のうえ、現地に適合した方法を採用する。

(イ) 植付け

植付けは、極力乾燥を避けるなど現地の状況を考慮して行う。また、健全な苗木の使用、植付方法により、活着率の向上と十分な成長が図られるよう行う。

(ウ) 人工造林の植栽本数

主要な樹種の植栽本数は、過去の森林被害、周囲の人工林の生育状況、施業体系、地位等を勘案しつつ、法令等の制限を遵守する中で、将来的な成林を前提として可能な限り低密度とする。

検討に当たっては、多様な森林への誘導及び造林作業の効率的で低コストな森林整備の推進等の観点から、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等、並びに機械地拵えや高性能林業機械等の仕様に応じて次表を目安に検討する。

なお、保安林の指定施業要件の植栽指定のある場合は、その制限を遵守する。

樹 種	植栽本数(本数/ha)
トドマツ	1,500～2,500
アカエゾマツ、エゾマツ	1,500～2,500
カラマツ、グイマツ	1,500～2,500
その他針葉樹	1,500～3,000
クロマツ(海岸林)	10,000
広葉樹	2,000～4,000

注) 複層林施業については、上記の本数を目安としつつ、上木の樹冠下を避けた範囲を植栽区域とする。

(エ) その他人工造林の標準的な方法

諸種の原因により枯損が発生し、将来の成林に支障がある場合は、その枯損原因を究明の上、速やかに補植を行う。なお、人工下種は、自然条件等により

天然更新が期待できない箇所、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、人工造林によるものについては、原則として2年以内に更新を図る。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

適地適木を基本とし、自然条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種とする。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新の方法の選択に当たっては、後継樹の本数及び配置状況等現地の実態に即して行うが、現地の状況に応じて地表処理等の更新補助作業も検討し、確実な更新が図られるようこれらを適宜組み合わせることも考慮する。

また、更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合は、人為により更新を図る。

(ア) 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所について、更新を確保するため刈払い等を実施する。

(イ) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、大型機械によるかき起こし等を実施する。

なお、地表処理によるものについては、処理を実施した年の翌年から5年以内に更新状況の確認を行い、更新が完了していないと判断される場合には、再度天然更新補助作業を行うなど確実に更新を図る。

(ウ) 植込み及びまき付け等

天然稚幼樹の生育状況や天然下種更新の可能性を考慮し、必要な場合は、植え込み、まき付けを行う。

また、広葉樹の更新が期待できる箇所は、ミズナラ等のまき付けを行う。

なお、ぼう芽力の強い樹種によるぼう芽更新なども考慮する。

(3) その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意する。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐については、林冠がうっ閉（隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行う。

実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行う。

特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。

なお、森林の状況に応じて、施業の省力化・効率化を図る。

主要な樹種の間伐の時期、間伐方法、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹 種	間伐の時期（林齢）			間伐方法	間伐率
	初回	2 回	3 回		
トドマツ	7 齢級 (31～35年)	9 齢級 (41～45年)	11 齢級 (51～55年)	初回、2 回目は原則列状間伐とし、3 回目以降は単木・列状のいずれか（併用も含む）を選択。	35%を上限とする。
アカエゾマツ、エゾマツ	8 齢級 (36～40年)	11 齢級 (51～55年)	14 齢級 (66～70年)		
カラマツ、グイマツ	4 齢級 (16～20年)	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)		
その他針葉樹	6 齢級 (26～30年)	8 齢級 (36～40年)	10 齢級 (46～50年)		
広葉樹	6 齢級 (26～30年)	9 齢級 (41～45年)	—		

注1）低密度植栽を行った場合や気象害などにより林分の閉鎖時期が遅れた場合には、間伐の時期を遅らせる等、柔軟な判断を行うこととする。

注2）列状間伐には残存列内での単木間伐を含むものとする。

注3）初回、2 回目は原則列状間伐とするが、列状間伐によることが不適當と認められる林分や列状間伐によらなくても効率的に作業が実施できる林分等については、一部またはすべてで単木間伐を行うこともある。

(2) 保育の標準的な方法

ア 保育の種類

下刈、つる切、除伐及び鳥獣害防止対策等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、更新の完了後、林分の健全性の維持と質的向上のために行う。

実行に当たっては、局地的な気象条件、目的樹種の成長を阻害する草本植物等の繁茂の状況、地形、植栽方法を勘案し、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、施業の省力化等を十分検討の上、適切に行う。

なお、目的樹種には、植栽木のみならず、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、公益的機能の発揮及び利用上有用な天然更新木も含める。

イ 主要な樹種の保育の時期等の目安は、次のとおりとする。

作業 種別	樹 種	保 育 作 業 の 年 次 別 計 画																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下 刈	カ ラ マ ツ	←			→													
	ト ド マ ツ																	
	エ ゾ マ ツ	←					→											
	アカエゾマツ																	
つ る 切 ・ 除 伐	カ ラ マ ツ						←									→		
	ト ド マ ツ																	
	エ ゾ マ ツ									←								→
	アカエゾマツ																	

表中の↔は標準的な実施年の範囲を示している。

注１）春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を１年目と読み替える。

注２）下刈については、地拵方法の違いによる植生の回復状況や植栽樹種の特性を踏まえるなど可能な限り回数の削減をする。

注３）つる切・除伐の実施回数については、通常１回とし、現地の状況により必要と判断される場合にのみ実施する。

ウ 保育の作業方法

（ア）下刈

下刈については、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うものとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、成林に支障がないと判断された時期とする。

（イ）つる切

つる性植物の繁茂の状況により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘案し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

（ウ）除伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととする。

また、目的樹種以外であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。

なお、つる性植物の繁茂状況を勘案し、極力つる切と併行させ効率的に実施する。

（エ）除伐Ⅱ類

目的樹種の本数密度が現に過密となっている林分、又は第１回目までの間伐までに調整を行わないと過密となることが予想される林分を対象に、目的樹種間の競争緩和を目的に実施する。

伐採木は、成長不良木、形質不良木等を対象とする。

(オ) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的な対策を行う。

(3) その他必要な事項

ア 森林の有する公益的機能を高度に発揮させつつ資源の有効活用を進める観点から、人工林における高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、人工林等における複層状態の林分の上層木の間伐等を積極的に推進する。このため、森林作業道等の路網整備を進めるとともに、ハーベスタ等高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムによる間伐の普及を推進する。

イ 森林吸収源対策を推進するとともに、森林の健全性を確保する観点から、人工林における間伐等を推進する。

ウ 林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮する。

エ 路網の有無にかかわらず、林分のうっ閉を理由に、下層植生の減退等により、水源の涵養機能の低下を招くおそれがある森林については、間伐や除伐を実施する。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能・土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管

理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定めることとする。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りではない。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

生活環境保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りではない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源の^{かん}涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内においては、伐期の延長とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、対象森林における自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内においては、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業を推進する。

(2) その他必要な事項

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることから、公益的機能別施業森林の区域の別を問わず、その土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林等については、その生態系の維持保存に特に配慮した適切な施業に努める。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特

性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとし、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設する。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

さらに、森林共同施業団地においては民有林林道等との連結など、効率的な路網の整備に配慮する。

○ 基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	522	2,382
うち林業専用道	34	96

注)「基幹路網」は林道及び林業専用道が該当する。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう下表に示す路網密度を基準に路網を整備する。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60<50>以上	15以上
	架線系作業システム	20<15>以上	15以上
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

注) < >書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

(具体的な取扱いは「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)による。)

- イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法該当なし。

〈指定の基準〉

制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は土地の保全に支障が生ずる林分とする。

(4) その他必要な事項

ア 林道等の開設に当たっては、林道規程等に基づく規格構造を遵守するとともに、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の施設を設置する。また、林道通行に対する安全確保のために必要な標識等の交通安全施設の整備に努める。

イ 林道工事におけるクマゲラ、クマタカ・オオタカ、シマフクロウ等生息森林の取扱い
林道工事の実施に当たっては、1の(3)のイにおける森林施業と同様の取扱いとする。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

民有林及び関係機関との連携を図りつつ、事業の安定的な発注、経営の安定強化のための指導により長期にわたり持続的な経営を実現できる林業事業体の育成を図る。

これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資する。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林整備や木材生産の効率化を図るため、高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率作業システムを推進する。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

地域における木材の需給や森林資源の保続状況等も踏まえて、安定的に供給し得る体制の整備を推進していく。また、流域森林・林業活性化協議会等への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。

(4) その他必要な事項

木質バイオマスの有効活用、国有林の有するフィールド・技術力を活用したフォレスト等の人材育成及び林業技術の開発・普及に率先して取り組むほか、地方公共団体等との間の森林整備等に関する協定の締結や森林共同施業団地の設定等の取組の推進による民有林との連携強化により、流域における林業の成長産業化の実現に向けて国有林の役割を継続的に果たしていく。

また、民有林において導入された森林経営管理制度に関し、担い手となる市町村への森林技術情報の提供等の支援を行うとともに、対象森林の経営管理の再委託

先となる意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組む。なお、国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、意欲と能力のある林業経営者に委託するように配慮する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
別表2のとおり。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
別表3のとおり。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更に当たっては、目的に応じて、その規模、態様等について、実施地区及び周辺の状態、地形、地質等を十分勘案して定めることとする。特に、森林作業道等を設置する際は、配置や密度に十分留意し、土砂の流出や崩壊、水質汚濁の防止に努める。また、溪流沿いの森林作業道等の設置は、極力避ける。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないよう法面緑化工、土留工、排水工などを必要に応じて施工することとする。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守するなど、制度を厳正に運用する。

(4) その他必要な事項

防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、樹根による土壌緊縛力を強化するため、育成複層林へ導くための施業等を推進することとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、公衆の保健、風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林等の指定に重点

を置いて保安林の配備を計画的に推進する。

(2) 保安施設地区の指定に関する事項

保安施設地区については、Ⅱの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するため森林の造成事業又は森林の造成もしくは維持に必要な事業を行う必要がある森林又は土地について指定する。

(3) 治山事業の実施に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡの第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び溪間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進する。

また、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっており、とりわけ山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、総合的な流木対策を推進する。

(4) その他必要な事項

ア 治山工事におけるクマゲラ、クマタカ・オオタカ、シマフクロウ等生息森林の取扱い

治山工事の実施に当たっては、第3の1の(3)のイにおける森林施業と同様の取扱いとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

対象鳥獣に定められたエゾシカの鳥獣害防止森林区域については、別表4のとおり定める。

イ エゾシカ被害の防止の方法

森林の確実な更新、造林木の育成及び近年急増している農林業被害の防止を目的として、以下の対策を効果的に推進する。

(ア) 影響調査や自動撮影カメラの設置等のモニタリングにより生息状況の把握や被害の早期発見に努める。

また、試験研究機関等との連携及び学識者の意見を踏まえつつ、発生原因の究明及び早期防除に努め、エゾシカ捕獲事業等にも積極的に取り組む。

(イ) 北海道が策定する「北海道エゾシカ管理計画」に基づき個体数調整に協力するとともに、市町村が策定する被害防止対策及びその協議会への参画等を通じて、関係機関と連携を図る。

(ウ) 狩猟期間内における各種事業と狩猟との調整を計画的に図り、狩猟に

おける安全対策の徹底について啓発活動を図る中で、効果的な被害の軽減に向けて取り組む。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の防止対策の推進等については、被害の早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び早期防除に努める。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

3(1)アにおける対象鳥獣以外の鳥獣及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事は、都市近郊林、自然公園等、利用者の多い地域に発生していることから、森林巡視等による適切な森林管理を行う。

森林の巡視に当たっては、国有林の中で、森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点として、現地の実態に即し適切に実施する。また、春先の乾燥時期には巡視を強化するとともに、保護標識等を設置して一般入林者に対する普及啓発を図る。

(4) その他必要な事項

利用者が多く見込まれる地域にあっては、現地の実態に即し森林の巡視を適切に実施するとともに、森林の産物の盗採等の森林法違反行為及び廃棄物等の不法投棄の未然防止並びに森林被害の早期発見等に努める。

また、入り込みが集中し、植生が荒廃するおそれの高い地域では、植生保全のための巡視や一般入林者に対するマナー啓発などの活動を実施する。植生荒廃が確認された森林については、植生の復元や標識、ロープ、柵の設置等による立入防止対策、裸地化防止措置等を行う。

森林の保護及び管理に当たっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進する。特に、高山植物等の希少種の保護については、これら優れた自然環境を有する森林を維持・保存するため、上記の取組に加え、立入防止対策や移入種の排除のための取組について、ボランティア団体等とも連携して積極的に進める。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	3,160	2,665	495	914	786	128	2,246	1,879	367
うち前半5年分	1,521	1,314	207	430	378	52	1,091	937	154

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総数	39,998
うち前半5年分	19,981

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総数	4,061	2,013
うち前半5年分	2,709	13

4 林道の開設又は拡張に関する計画

別表5に示すとおり。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		うち前半5年分	
保安林総数（実面積）	400,575	400,575	
水源涵養のための保安林	296,935	296,935	
災害防備のための保安林	101,381	101,381	
保健、風致の保存のための保安林	11,467	11,467	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 ／ 解除	種類	森林の所在		面 積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域		うち前半 5年分		
解除	水源かん養	足寄町	54 55	11.33	11.33	雌阿寒岳火山噴火時の 避難路整備のため	
	保健		55	3.70	3.70		

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量
別表6に示すとおり。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 制限林の所在及び面積
別表7に示すとおり。

(2) 保安林の区域内の森林

保安林区域内の施業方法は、森林法の規定により各保安林において定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

ア 主伐の方法

(ア) 主伐できる立木は、本森林計画区で定める標準伐期齢以上のものとする。

(イ) 伐採方法は、以下の3区分とする。

① 伐採種を定めない（皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの）

② 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で、単木的又は10m未満の幅の帯状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が0.05haを超えないもの）

③ 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

イ 伐採の限度

(ア) 皆伐面積の限度は、森林法施行令の規定に基づき公表される面積の範囲内とする。

(イ) 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。

(ウ) 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅 20m以上にわたり帯状に残存させるものとする。

(エ) 択伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。

(オ) 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が 10 分の 3 を超えるときは 10 分の 3 とする。(指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる場合については 10 分の 4 とする。)

ウ 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね 5 年後において、その森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

エ 植栽の方法、期間及び樹種

(ア) 伐採跡地への植栽は、満 1 年生以上の苗を、おおむね 1 ha 当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽する。

(イ) 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して原則 2 年以内に行う。

(ウ) 植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽する。

(3) 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区 分	制 限 内 容
特別保護 地 区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第 一 種 特 別 地 域	ア 第一種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 イ 単木択伐法は、次の規定により行う。 (ア) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (イ) 択伐率は現存蓄積の10%以内とする。
第 二 種 特 別 地 域	ア 第二種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 イ 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 ウ 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 エ 択伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とする。 オ 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 カ 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。 キ 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (ア) 一伐区の面積は2ha以内とする。 ただし、樹冠疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (イ) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第 三 種 特 別 地 域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

(4) 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが、一般的な取扱いには次による。

区 分	制 限 内 容
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

(5) 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業について（昭和39年1月17日付け38林野第1043号）」によるが、一般的な取扱いには次による。

区 分	制 限 内 容
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	ア 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては伐採種は択伐。 イ 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 ウ その他の森林にあつては伐採種を定めない。 エ 地域別の森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 オ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

(6) その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

(7) その他

これら制限林が重複した場合の施業方法は、いずれの制限も遵守する。

2 その他必要な事項

(1) 民有林と国有林が一体となった森林づくり

民有林と国有林が一体となった森林づくりを進めるため、北海道と連携して、森林資源の循環利用の推進による地域産業の活性化や雇用の創出、森林整備・保全の推進による公益的機能の持続的な発揮に向けた取組を実施する。

(2) 森林環境教育の推進

森林の整備及び保全に当たっては、森林の持つ多面的機能の効用についての国

民の理解が不可欠である。

このため、多様な野外活動や教育の場としてフィールドを提供するほか、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」を進めるなど、森林環境教育を推進し、森林・林業に関する普及・啓発に努める。

これら森林環境教育の推進に当たっては、木材の利用は森林を育てることにつながり、地球温暖化対策に寄与することについても、理解の促進に努める。

（３）開かれた国有林野事業の展開

森林の多面的な利用・活用のために、市民参加やボランティアの活動を支え、それに必要な情報は適切に発信することにより、広く開かれた国有林野事業を目指す。

（４）濁水防止への配慮

水生生物の生息・生育環境の保全のために、森林施業や土木工事等を実施する場合は、濁水の河川への流出防止に十分配慮する。

（５）アイヌ文化振興への貢献

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号）に基づき、アイヌ文化振興に資する取組みを、地域との連携を図りつつ推進する。

別 表

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			414,746.74	
市町村別内訳	帯広市	計画対象森林の全てに適用する。なお、計画対象森林の配置は、巻頭の位置図のとおり。	20,854.31	※Ⅱ-第3-4-(1)-イ-(ア)のとおり。
	音更町		51.16	
	士幌町		149.32	
	上士幌町		47,367.35	
	鹿追町		17,975.63	
	新得町		83,685.71	
	清水町		11,386.16	
	芽室町		15,388.37	
	中札内村		16,717.25	
	更別村		566.92	
	大樹町		41,406.43	
	広尾町		32,626.20	
	本別町		9,962.81	
	足寄町		78,255.63	
	陸別町		38,353.49	

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			115,200.85	
市町村別内訳	帯広市	286、288～339	18,798.21	※Ⅱ-第3-4-(1)-イ-(イ)のとおり。
	音更町	388、390	19.56	
	上士幌町	11～13、25、31、36、44～47、49、54、55、67～69、73～77、80、82、84、85、87、91、92、94～103、117～122、131、132、135、138、151、163、164	4,815.15	
	鹿追町	2119、2125～2139、2143～2156、2158、2163	3,897.79	
	新得町	1013～1015、1030、1050、1051、1053、1062、1068、1072、1077、1087、1088、1093、1097、1100、1121、1128、1134、1137、1138、1145、1147、1149、1174、1177、1179、1182、1188、1194～1196、1198～1203、1205～1218、1220～1223、1225、1229～1234、1243、1244、1246、1247、1250、1251、1260、1262、1263、1282、1283、1288、1293、1297～1299、1301～1303、1305、1306、1308、1309、1311、1314、1329～1330	8,041.00	
	清水町	14～35、37～47	5,553.20	
	芽室町	247～282、389	13,009.54	
	中札内村	344～378	16,093.07	
	大樹町	2015～2034、2037～2046、2053、2055、2062～2075、2079～2085、2088、2091、2094～2109、2115～2117、2130、2131、2134、2137～2142	20,405.98	
	広尾町	1003～1008、1016～1027、1030～1041、1043～1069、1071、1073～1076、1081、1083、1084、1088～1090、1095、1097、1098、1100、1102～1104、1110、1111、1121、1122、1132、1135、1136、1142～1145	16,002.77	
	本別町	203～210、213～219、222、223、242	2,870.33	

単位 面積 : ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
市 町 村 別 内 訳	足寄町	2～5、12、13、16、32～34、44、46、47、53、54、62、69、71、72、77～80、83、96、98～102、105、121、122、124、125、127、129～131、144、147、148、319、320、358、359、361、367、390、391、397、399、406、407、421	5,299.23	※Ⅱ-第3-4-(1)-イ-(イ)のとおり。
	陸別町	1019、1028、1070、1072、1101、1151	395.02	

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			12.75	
別市 内町 訳村	音更町	388	12.75	※Ⅱ-第3-4-(1)-イ-(イ)のとおり。

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域	面 積	施業方法
総 数			157,154.19	
市町村別内訳	帯広市	290～298、301～310、327、328、330、331、333～335	10,718.82	※Ⅱ-第3-4-(1)-イ-(イ)のとおり。
	音更町	390	26.92	
	士幌町	1	144.82	
	上士幌町	1～3、14、15、23、24、31、32、41、43～49、51～67、69～72、74～85、90～95、97～99、101、103、104、106～109、111～113、115、117～122、125、128、130～132、158、162、163、167～174、176～180、182～184、186、188～191、193、195～207、209、2166～2169、2173、2175～2177	16,097.00	
	鹿追町	2110、2114、2115、2118、2123～2136、2138、2140、2141、2143～2165、2170～2172、2174、2177～2180	10,311.21	
	新得町	1077、1101、1102、1104、1105、1108、1126、1127、1152～1154、1158、1159、1165～1171、1176～1250、1252～1258、1260～1311、1331、2005～2013、2051～2056、2058～2060	41,745.65	
	清水町	14、18～24、26～28、30～44、46～47	6,027.72	
	芽室町	247、248、254、256～260、262～267、270～273、277、278、389	6,225.79	
	中札内村	351～376	12,904.69	
	大樹町	2002、2015～2032、2039～2046、2053、2062～2076、2088、2092、2094～2109、2115、2116、2130	25,263.66	
	広尾町	1003～1009、1012～1026、1033、1037～1042、1044、1054～1066、1071～1092、1094～1099、1101～1105、1108～1111、1116～1119、1121、1126、1127、1133、1137、1142～1145	18,304.30	
	本別町	205～207、215、221～224	541.93	
	足寄町	10、55、56、67、68、73～76、91、94、100～102、105、119、120、303、318～327、329、336、338～340、342、343、346～353、355～362、366～371、380、384、386、388、389、397、406～409、428、433、435、438、440	8,518.54	
	陸別町	440、1026、1038、1068、1070、1158	323.14	

別表２ 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
総 数		401,754.44		
帯広市	288～339	20,199.92	地形、地質、土壌等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更に当たって土砂の流出または崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、または地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないように特に林地保全に留意する。	土流、その他
音更町	390	26.92		土崩
士幌町	9	4.50		水かん、土流、土崩
上士幌町	3～43、45～209、 2173、2175～2177	45,926.67		水かん、土流、土崩
鹿追町	2110～2161、2163～ 2165、2170～2172、 2174、2177～2180	15,682.74		水かん、土流、土崩、その他
新得町	1001～1038、1047、 1049～1056、1063～ 1175、1178～1200、 1202、1204～1333、 2001～2013、2051、 2054～2077	80,010.00		水かん、土流、土崩、干害
清水町	14～47	11,386.16		土流、その他
芽室町	247～281、389	14,236.50		水かん、土流、土崩
中札内村	344～377	15,944.99		土流、土崩
大樹町	2001～2009、2012～ 2111、2115～2118、 2120～2125、2128～ 2143	41,406.43		水かん、土流、土崩、その他
広尾町	1001～1115、1117、 1118、1120～1135、 1139、1141～1145	31,534.93		水かん、土流、土崩、干害 その他
本別町	201～245	9,962.81		水かん、土流、土崩
足寄町	1～142、144～158、 244、245、301～ 313、317～378、380 ～440、1183、1184、 1188、1190～1191	78,100.36		水かん、土流、土崩、干害
陸別町	403、404、418、 440、1001～1051、 1053～1058、1062～ 1071、1101～1109、 1111～1116、1123～ 1177、1179～1191	37,331.51		水かん、干害

注１） 備考欄の「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林、「干害」は干害防備保安林、「その他」は砂防指定地である。

注２） 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表3 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

単位 面積 : ha			
区 分	森林の所在	面 積	搬出方法
総 数		5,768.76	
市町村別内訳	帯広市	289、293、303、305、310～312、314、317～320、324、325、329～331、333～338	1,808.66
	上士幌町	69、73、94、95	42.38
	鹿追町	2131、2149、2163	59.40
	新得町	1013、1014、1050、1072、1100、1121、1222、1246、1251、1252、1293、1299～1301、1303～1305	570.95
	芽室町	249～256、268、274～282	800.41
	中札内村	344、349～353、369、370、374～378	1,663.09
	大樹町	2033、2037～2039、2115、2137、2138、2142	243.69
	広尾町	1004、1005、1016、1017、1026、1027、1030、1034、1035、1043、1045、1048、1049、1051、1052、1067、1068、1102、1142～1144	573.34
	本別町	214	4.80
	足寄町	79	2.04

搬出する場合は、原則として架線集材によることとする。

注) 森林の区域は林班により表示するものとする。

別表 4 鳥獣害防止森林区域

		単位 面積 : ha	
区 分	対象鳥獣の種類	森林の区域	面積
総 数			414,681.07
市 町 村 別 内 訳	帯広市	286～339	20,854.31
	音更町	388	24.24
	士幌町	1、9	149.32
	上士幌町	1～209、2166～2169、2173、2175～2177	47,367.35
	鹿追町	2101～2165、2170～2172、2174、2177～2180	17,975.63
	新得町	1001～1333、2001～2013、2051～2077、2181	83,685.71
	清水町	14～47	11,386.16
	芽室町	247～285	15,349.62
	中札内村	344～379	16,717.25
	更別村	380～382	566.92
	大樹町	2001～2009、2012～2111、2115～2118、2120～2125、2128～2143	41,406.43
	広尾町	1001～1145	32,626.20
	本別町	201～245	9,962.81
	足寄町	1～158、244、245、301～313、317～378、380～440、1178、1183、1184、1188、1190～1192	78,255.63
	陸別町	403、404、418、440、1001～1051、1053～1072、1101～1116、1123～1192	38,353.49
エゾシカ			

別表５ 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha

種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利用区域 面積	前半５カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
自動車道 (基幹)	林業専用道	新得町	パンケニコロベツ１の 沢迂回	0.9	936	○	1-1	
	小計		1 路線	0.9	936			
基幹 計			1 路線	0.9	936			
自動車道 (管理)	林業専用道	帯広市	326林班線	1.6	453		2-6	
			梅の沢分線	1.8	334		2-7	
	小計		2 路線	3.4	787			
	林業専用道	上士幌町	瀬田川支線	2.6	171		3-8	
	小計		1 路線	2.6	171			
	林業専用道	鹿追町	サラツキウシュベツ	1.7	150		4-9	
			ヌプリパクシュベツ支 線	1.3	177		5-11	
	小計		2 路線	3.0	327			
	林業専用道	新得町	マッカウシ第１支線	1.3	135	○	1-2	
			熊見沢	1.4	246	○	1-3	
			ペンケニコロベツ第１ 支線	2.2	477	○	1-4	
			岩越山第１支線	1.3	862	○	6-12	
			湯の沢支線	1.5	188		4-10	
			パンケニコロベツ連絡	1.3	171		1-5	
	小計		6 路線	9.0	2,079			
	林業専用道	清水町	26林班線	2.5	152	○	7-13	
			石山北清水支線	2.0	430	○	7-14	
			羽帯	0.6	749	○	7-15	
	小計		3 路線	5.1	1,331			
	林業専用道	中札内村	ヌーナイ沢	1.3	217		8-16	
	小計		1 路線	1.3	217			
	林業専用道	大樹町	幸栄	1.5	195	○	9-17	
	小計		1 路線	1.5	195			
	林業専用道	広尾町	1107林班線	2.9	280		10-18	
	小計		1 路線	2.9	280			
	林業専用道	足寄町	天幕の沢支線	1.8	234		11-19	
			９線沢支線	1.3	235		12-22	
			寺の沢支線	1.7	175	○	12-23	
			菅野の沢支線	1.8	202		11-20	
			本別沢第４支線	1.2	127		11-21	
			清水谷２号	1.6	181	○	13-24	
	小計		6 路線	9.4	1,154			

単位 延長：km、面積：ha

種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備 考
自動車道 (管理)	林業専用道	陸別町	取布朱支線止若分線	1.5	205	○	14-25	
			ナカノ沢	3.2	456	○	15-26	
	小計		2 路線	4.7	661			
	管理 計		25 路線	42.9	7,201			
合 計		26 路線	43.8	8,137				

注1) 四捨五入の関係から合計は必ずしも一致しない。

注2) 開設には新設する路線以外に、既存の作業道を改良等により林業専用道に繰り入れするものを含む。

イ 拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：m

種 類	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	箇所数	備 考 (拡張の内容)
自動車道 (基幹)	清水町	石山北清水林道	170	1	橋梁架替え
	小計	1 路線	170	1	
	芽室町	トムラウシ沢林道	400	7	溝渠工、擁壁工、山腹工
	小計	1 路線	400	7	
	大樹町	歴舟川本流林道	100	1	橋梁架替え
	小計	1 路線	100	1	
	陸別町	勲祢別林道	40	1	橋梁上部工
	小計	1 路線	40	1	
基幹 計		4 路線	710	10	
自動車道 (管理)	上士幌町	糠平幌加右岸林道	230	3	土工、溝渠工、擁壁工
	小計	1 路線	230	3	
	本別町	仙美里支線林道	30	1	溝渠工
	小計	1 路線	30	1	
	足寄町	フロコロの沢林道	40	1	溝渠工、擁壁工
	小計	1 路線	40	1	
管理 計		3 路線	300	5	
合 計		7 路線	1,010	15	

別表6 治山事業の数量

単位 地区

所 在		治山事業 施工地区数	主な工種	備 考
市町村	区域（林班）			
帯広市	306、307、310	4	溪間工	
上士幌町	70、151	2	溪間工	
鹿追町	2169	1	溪間工	
新得町	1306、1327、2009、2011、2012、2013、 2072	9	溪間工	
清水町	14、16、17、21、26、30	6	溪間工、植栽工	
中札内村	344、347～350、352、370～379	27	溪間工	
大樹町	2006、2082、2083、2122、2128	5	溪間工	
広尾町	1003、1144	2	溪間工、山腹工	
本別町	205～208、213、215、239	21	溪間工、山腹工	
足寄町	1、124	4	溪間工、山腹工	
合計		81		

別表7 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

單位 面積：ha

種 類		森林の所在		面 積	施業方法		備 考
		市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
保安林	水源 かん養	士幌町	9	4.50	※保安林の 指定施業要 件の範囲内 とする。		
		上士幌町	3～43、45～96、98～209、2173、2175～2177	45,399.45			
		鹿追町	2110～2144、2146、2148、2149、2151～2161、 2163～2165、2170～2172、2174、2177～2180	13,586.86			
		新得町	1001～1038、1047、1049～1056、1063～1175、 1178～1200、1202、1204～1333、2001～2013、 2051、2054～2077	78,507.32			
		芽室町	249、250、255、271、279	31.50			
		大樹町	2001～2009、2012～2016、2030～2041、2045～ 2064、2072、2074～2099、2102、2103、2107～ 2111、2117、2118、2120～2125、2128～2143	22,015.16			
		広尾町	1001～1005、1009～1017、1020、1021、1025～ 1029、1068～1072、1076～1096、1098～1115、 1117、1118、1120～1135、1139、1141	15,888.90			
		本別町	201～205、207～245	9,577.01			
		足寄町	1～142、144～158、244、245、301～313、317～ 378、380～431、1183、1184、1188、1190、1191	75,021.71			
		陸別町	403、418、1001～1051、1053～1058、1062～ 1071、1101～1109、1111～1116、1123～1177、 1179～1191	36,902.99			
	小 計			296,935.40			

種 類	森林の所在		面 積	施業方法		備 考
	市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
保安林	土砂流出 防備	帯広市	288～339			
			20,132.88			
		上士幌町	95、97、98、2175			
			256.59			
		鹿追町	2136、2137、2143～2145、2147、2149、2150			
			1,382.76			
		新得町	1246、2054			
			42.46			
		清水町	14～47			
			11,346.96			
		芽室町	247～281			
			14,026.63			
		中札内村	344～377			
			15,872.03			
		大樹町	2015～2032、2038～2046、2053、2062～2075、 2088、2095～2109			
			18,977.14			
		広尾町	1004～1008、1018～1027、1030～1067、1073～ 1076、1083、1084、1088～1090、1097、1098、 1103、1104、1110、1111、1142～1145			
			15,333.44			
		本別町	206			
			35.64			
		足寄町	12、13、16、32、34、131、144、147			
			90.82			
	小 計		97,497.35			
	土砂崩壊 防備	音更町	390			
			4.56			
		上士幌町	36、68、101～103、163			
			99.58			
		鹿追町	2145			
			21.94			
		新得町	1100、1128、1174、1205、1220、1244、1246、 1293、1297～1299、1303、1305～1306			
			323.76			
		芽室町	250、281、389			
			36.57			
		中札内村	349			
			27.49			
		大樹町	2079、2091、2115、2116			
			250.88			
		広尾町	1142～1145			
			144.25			
		本別町	206			
			127.83			
		足寄町	72、148、390、391			
			220.56			
	小 計		1,257.42			
	防風	音更町	388			
			12.55			
	小 計		12.55			

※保安林の
指定施業要
件の範囲内
とする。

種 類		森林の所在		面 積	施業方法		備 考
		市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
保安林	干害防備	新得町	1301、1302	119.77	※保安林の 指定施業要 件の範囲内 とする。		
		広尾町	1003、1010、1125	113.12			
		足寄町	432～440	2,358.71			
		陸別町	440	21.83			
	小 計			2,613.43			
	保健	音更町	390	(4.56) 22.36			
		士幌町	1	65.26			
		上士幌町	1～3、2166～2169	(15.91) 1,160.53			
		鹿追町	2160～2165、2170、2172、2174、2180	(40.18) 770.72			
		新得町	1077～1081、1092～1094、1180～1182、1188、 1189、1193、1194、1206、1222、1308、1309、 1311、1313～1316	(2,523.13) 207.26			
		芽室町	389	(4.84) 33.20			
		中札内村	351、353、354、369、372、373、375	(1,595.61)			
		大樹町	2115、2116	(221.11)			
		広尾町	1145	(43.45)			
		本別町	205～207、221～223	(543.09)			
		足寄町	55、56、67、68、73～76、94、100～102、105	(4,215.76)			
	小 計			(9,207.64) 2,259.33			
	計			(9,207.64) 400,575.48			
砂防指定地	帯広市	293、325、326、32、332、337	34.87	択伐、禁伐			
	鹿追町	2119、2136、2138、2139、2147、2148、2152、 2158、2163	(0.38) 32.03				
	清水町	15、35、37	23.42				
	大樹町	2091、2134、2139～2142	11.75				
	広尾町	1095、1100	6.84				
	計		(0.38) 108.91				

種 類		森林の所在		面 積	施業方法		備 考
		市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
国立公園	特別保護 地区	上士幌町	81、82、84、85、91、107、109、112、115、118 ～122、125、128、130～132、193	(1,191.22)	※Ⅱ-第6-1 -(3)の表に よる	大雪山国立公園 阿寒摩周国立公園	
		新得町	1153、1154、1158、1159、1165～1168、1184～ 1186、1191、1196～1200、1202、1206～1212、 1270、1276	(10,456.14)			
		足寄町	55、56、101	(671.02) 16.06			
		小 計		(12,318.38) 16.06			
	第一種 特別地域	士幌町	1	(65.26)			
		上士幌町	1～3、52、69～71、74～85、90～93、99、107～ 109、111～113、115、117～122、125、128、130 ～132、193、196、198、200、202、207、209、 2166～2169、2177	(6,014.26) 4.04			
		鹿追町	2134、2135、2149、2151、2155～2157、2160～ 2162、2165、2170、2172、2174、2177、2178、 2180	(643.44) 2.21			
		新得町	1153、1184～1187、1190～1192、1196、1207～ 1214、1270、1271、1275～1278	(4,284.87)			
		足寄町	55、56、68、73～76、94、100、102、105	(795.54) 42.07			
		小 計		(11,803.37) 48.32			
	第二種 特別地域	上士幌町	41、43～49、51～67、69～72、74～80、94、 95、97、98、101～104、138～141、158、162、 163、167、168、171、172、174、176、178～ 180、182～184、186、188～191、195、197～ 207、2173、2175～2177	(4,633.86) 222.48			
		鹿追町	2134、2135、2140、2141、2143～2149、2151、 2154～2157、2160、2163～2165、2170～2172、 2174、2177～2180	(3,665.35) 17.48			
		新得町	1153、1154、1158、1159、1165～1171、1176～ 1183、1188、1189、1243、1244、1278、1285	(3,919.33) 118.91			
		足寄町	55、68、76、101、102	(1,537.58) 7.34			
	小 計		(13,756.12) 366.21				

種 類		森林の所在		面 積	施業方法		備 考
		市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
国立公園	第三種 特別地域	士幌町	1	79.56	※Ⅱ-第6-1 -(3)の表の とおり。		大雪山国立公園 阿寒摩周国立公園
		上士幌町	1～3、36～43、45、46、48～77、80～132、 139、141～199、201～209、2173、2175～2177	(28,511.23) 177.81			
		鹿追町	2114、2115、2118、2121～2135、2138、2145～ 2156、2159～2161、2165、2170～2172、2174、 2179、2180	(7,110.19) 1.92			
		新得町	1128～1152、1154～1183、1185～1190、1192～ 1196、1198、1204～1245、1248、1249、1254、 1269、1278、1279、1281、1283～1292、1294～ 1296、1298、1300、1304、1322～1326	(22,767.05) 296.87			
		足寄町	55、67、68、74、75	(1,166.57) 4.88			
	小 計			(59,555.04) 561.04			
	計			(97,432.91) 991.63			
国定公園	特別保護 地区	帯広市	292～294、296、297、303	(2,604.84)	※Ⅱ-第6-1 -(3)の表の とおり。		日高山脈襟裳国定公園
		芽室町	264	(1,104.93)			
		中札内村	365～368、370、371	(3,181.28) 0.22			
		大樹町	2019～2022、2024～2027、2067～2070、2073、 2100～2102、2105、2106	(1,415.58)			
		広尾町	1019、1022	(109.45)			
	小 計			(8,416.08) 0.22			
	第一種 特別地域	帯広市	291、294、296、297、303、304	(2,321.78)			
		清水町	19、22～24、27、28、33～37	(666.92) 2.02			
		芽室町	254、256～259、262、263	(2,126.49)			
		中札内村	360～366、368、369、372～374	(6,065.17)			
		大樹町	2017～2029、2043、2065～2070、2073、2100～ 2106	(11,491.06)			
		広尾町	1006～1008、1017～1024、1058～1061、1074、 1075、1083、1084、1088、1089、1097、1098、 1103、1104、1110	(2,624.25)			
	小 計			(25,295.67) 2.02			

種 類		森林の所在		面 積	施業方法		備 考
		市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
国定公園	第二種 特別地域	帯広市	291～294	(934.53) 3.51	※Ⅱ-第6-1 -(3)の表の とおり。		日高山脈襟裳国定公園
		清水町	27、28、33～38、41～44、46	(1,890.66) 0.51			
		芽室町	247、248	(235.17)			
		中札内村	354～359、369～374	(2,793.57) 36.51			
		大樹町	2071	(565.26)			
		広尾町	1006～1008、1018～1025、1057～1062、1073～1076、1083、1084、1088～1090、1097、1098、1103、1104、1142～1145	(5,726.98) 10.16			
	小 計			(12,146.17) 50.69			
	第三種 特別地域	帯広市	295、296	(470.86) 3.10			
		清水町	18、19、22、23、44	(855.52)			
		芽室町	262、263、265	(722.86) 0.93			
		中札内村	351、353、354、375	(334.55) 4.39			
		広尾町	1017、1020、1021、1025	(497.07) 0.46			
	小 計			(2,880.86) 8.88			
	計			(48,738.78) 61.81			
	原生自然環境 保全地域	新得町	1199～1203	1,035.12	※法令の制 限の範囲内		
	計			1,035.12			
	鳥獣保護区 特別保護地区	上士幌町	47	(34.38)	※Ⅱ-第6-1 -(5)の表の とおり。		
		新得町	1189	(51.28)			
		大樹町	2031	(51.67)			
		本別町	205	(46.75)			
		足寄町	56	(115.26)			
		陸別町	1068	(65.42)			
	計			(364.76)			

種 類	森林の所在		面 積	施業方法		備 考
	市町村	区 域		伐 採 方 法	その他	
史跡名勝 天然記念物	帯広市	304～308、327、328	(1, 124. 56)	※Ⅱ-第6-1 -(4)の表の とおり。		
	新得町	1153、1154、1158、1159、1165～1168、1184～ 1186、1191、1196～1203 【この区域の他に、所在地非公開の天然記念物】	(10, 622. 43)			
	中札内村	361、362、365	(107. 36)			
	足寄町	55	(5. 14)			
計			(11, 859. 49)			

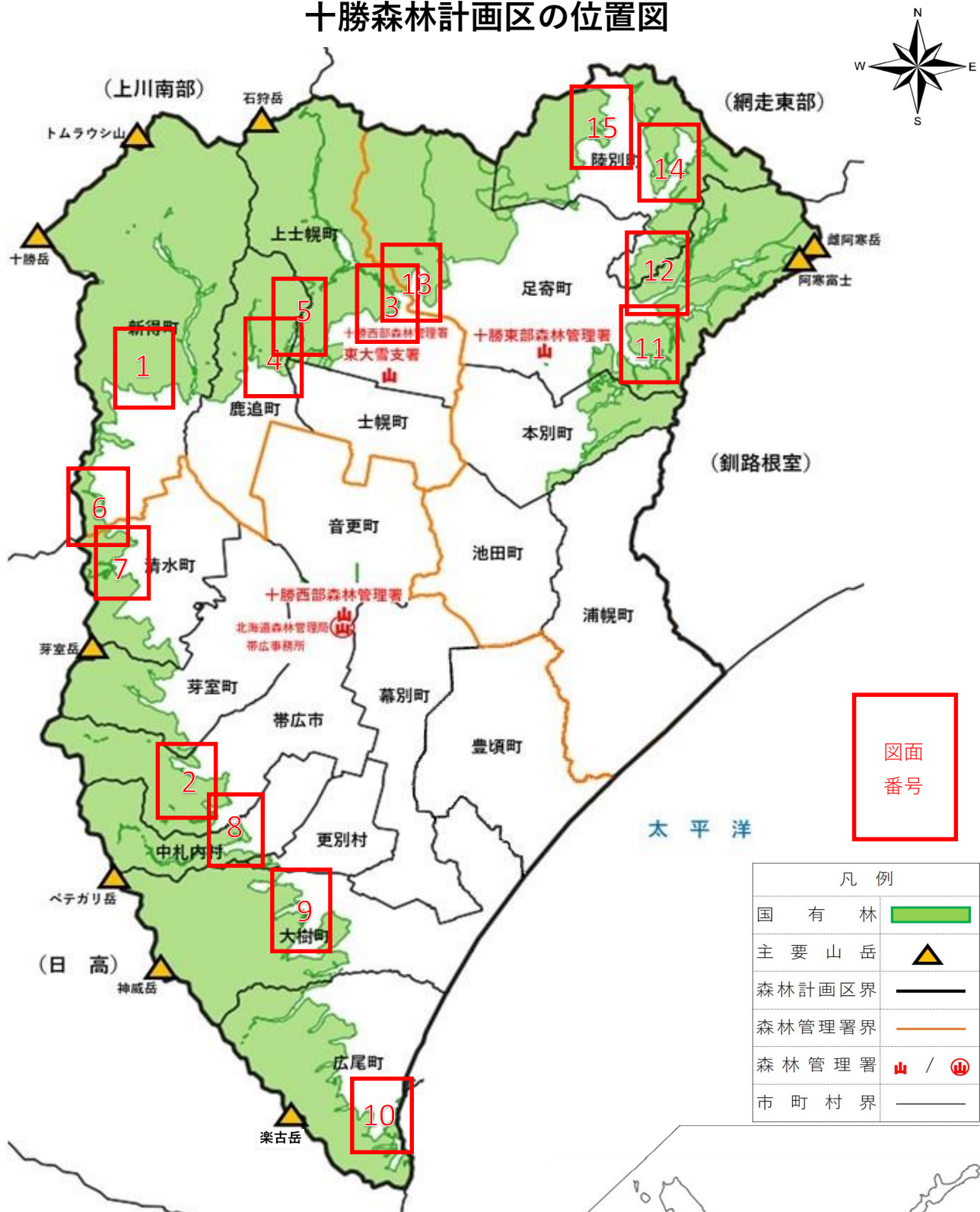
注) () 書の数値は重複制限林で外数である。

IV 林道開設計画図

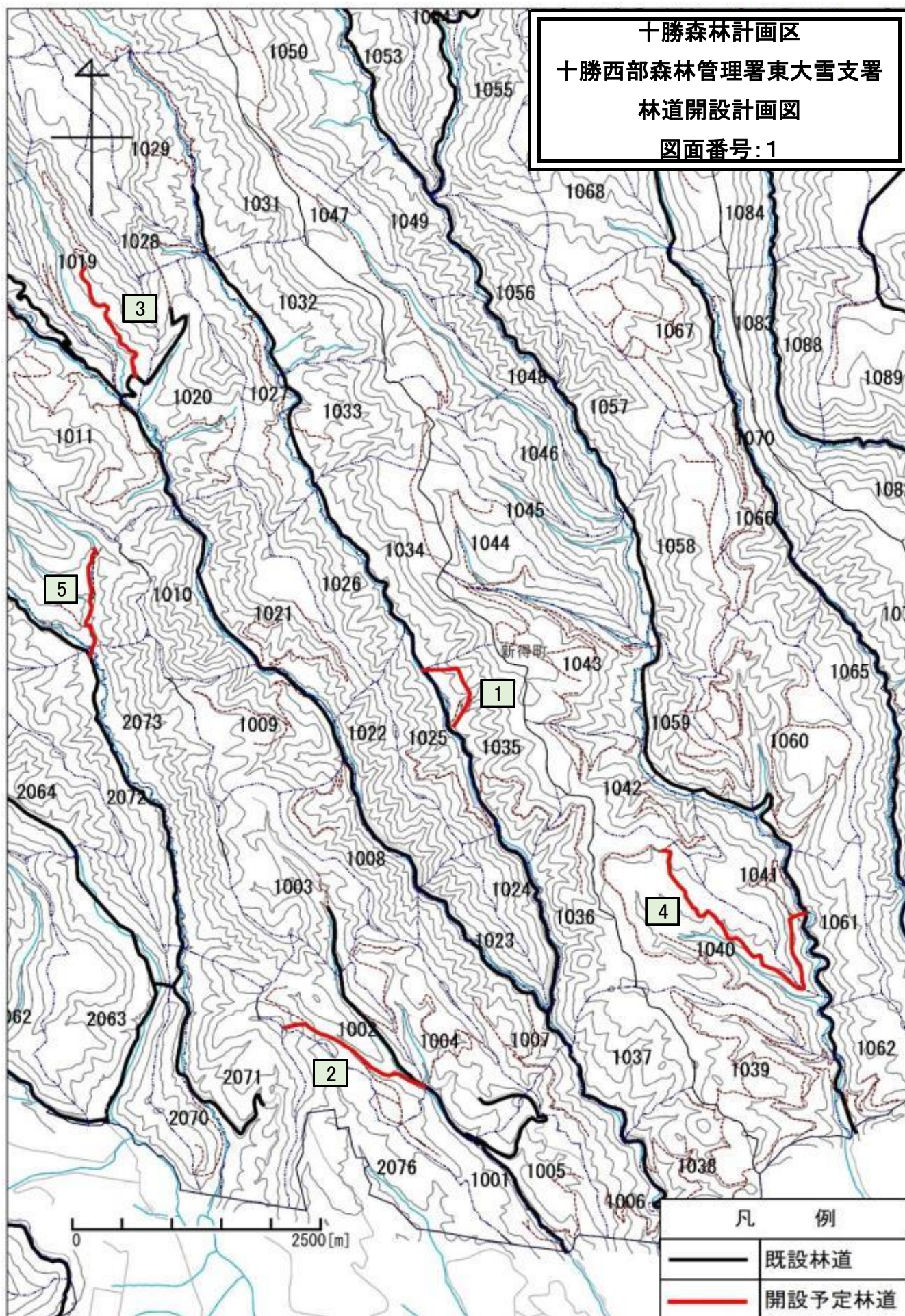
開設林道路線一覧表

森林計画区	森林管理（支）署	市町村	図面番号	路線番号	路線名	代表林班	延長（km）
十勝	十勝東部	足寄町	11	19	天幕の沢支線	19	1.8
				20	菅野の沢支線	156	1.8
				21	本別沢第 4 支線	158	1.2
			12	22	9 線沢支線	122	1.3
				23	寺の沢支線	128	1.7
				13	24	清水谷 2 号	304
		陸別町	14	25	取布朱支線止若分線	1040	1.5
			15	26	ナカノ沢	1138	3.2
	十勝西部	帯広市	2	6	3 2 6 林班線	326	1.6
				7	梅の沢分線	311	1.8
		清水町	7	13	2 6 林班線	26	2.5
				14	石山北清水支線	21	2.0
				15	羽帯	26	0.6
		中札内村	8	16	ヌーナイ沢	346	1.3
		大樹町	9	17	幸栄	2080	1.5
		広尾町	10	18	1 1 0 7 林班線	1107	2.9
	東大雪	新得町	1	1	パンケニコロベツ 1 の 沢迂回	1035	0.9
				2	マッカウシ第 1 支線	1002	1.3
				3	熊見沢	1019	1.4
				4	ペンケニコロベツ第 1 支線	1040	2.2
				5	パンケニコロベツ連絡	2075	1.3
			4	10	湯の沢支線	1331	1.5
			6	12	岩越山第 1 支線	2011	1.3
		上士幌町	3	8	瀬田川支線	26	2.6
		鹿追町	4	9	サラツキウシュベツ	2102	1.7
			5	11	ヌプリパクシュベツ支 線	2142	1.3
※ 図面上で開設林道路線は赤い線で表記				十勝森林計画区計		43.8	

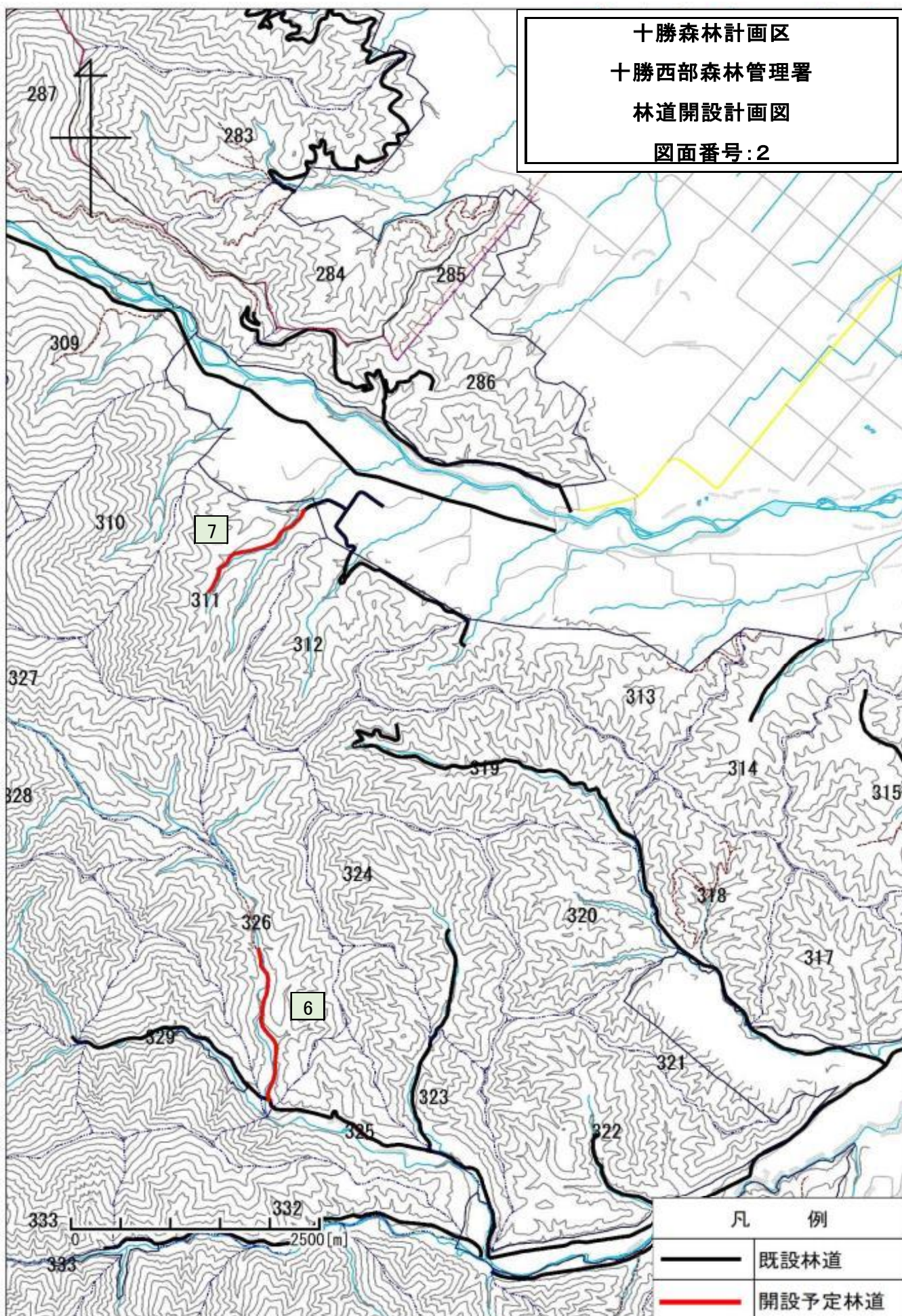
十勝森林計画区の位置図



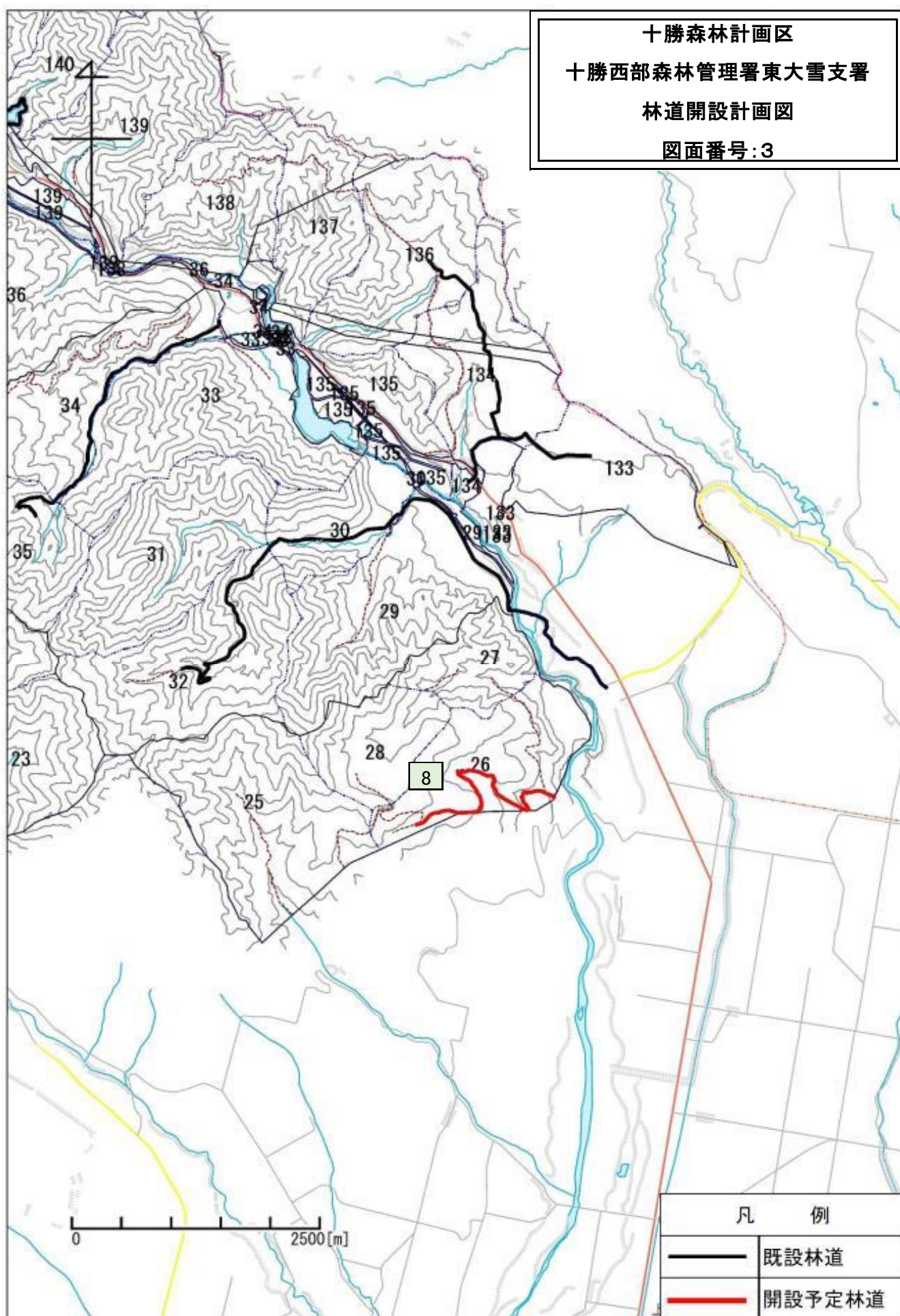
十勝森林計画区
 十勝西部森林管理署東大雪支署
 林道開設計画図
 図面番号:1



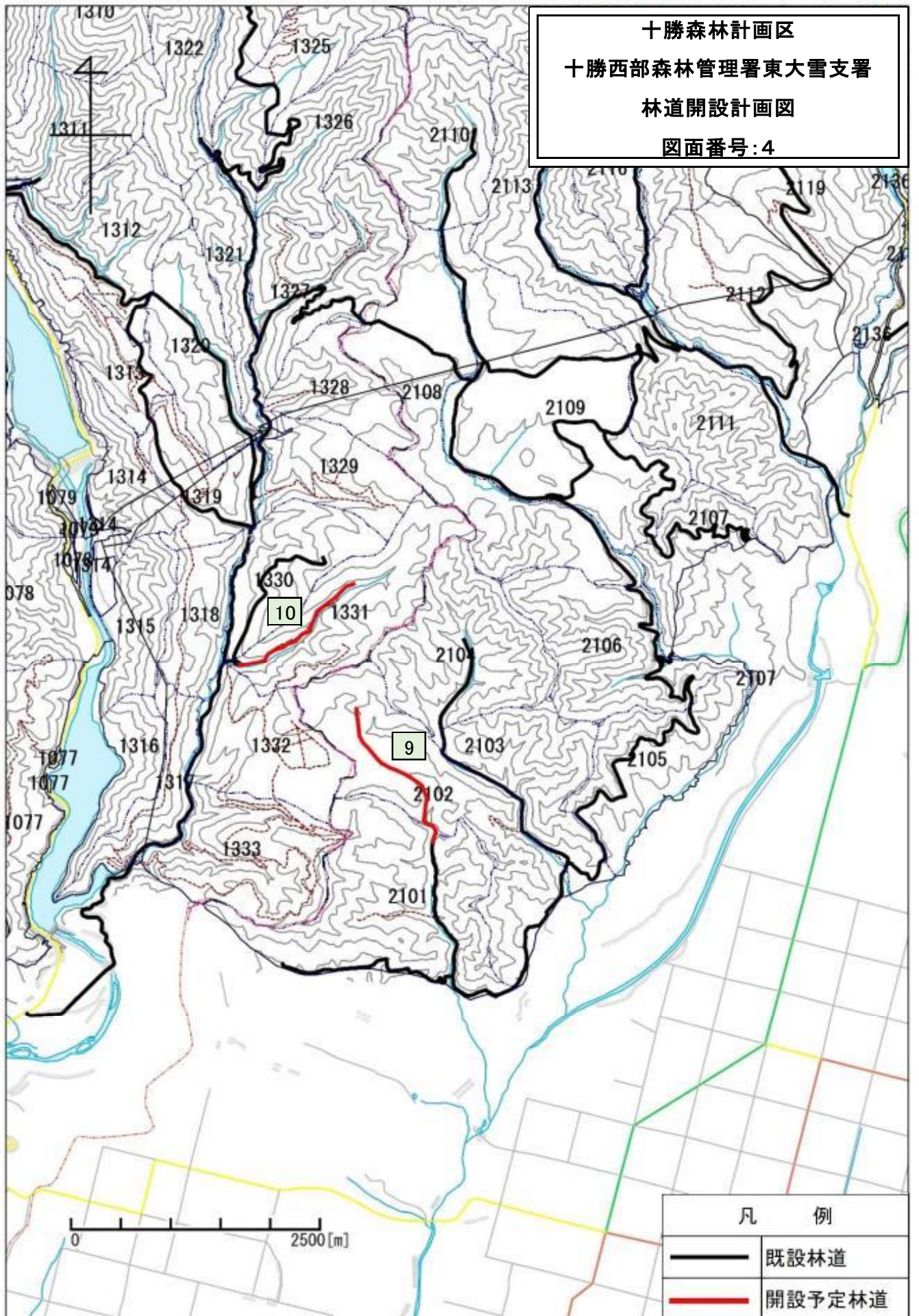
十勝森林計画区
十勝西部森林管理署
林道開設計画図
図面番号:2



十勝森林計画区
十勝西部森林管理署東大雪支署
林道開設計画図
図面番号:3



十勝森林計画区
十勝西部森林管理署東大雪支署
林道開設計画図
図面番号:4



十勝森林計画区
十勝西部森林管理署東大雪支署
林道開設計画図
図面番号:5

凡 例

—	既設林道
—	開設予定林道

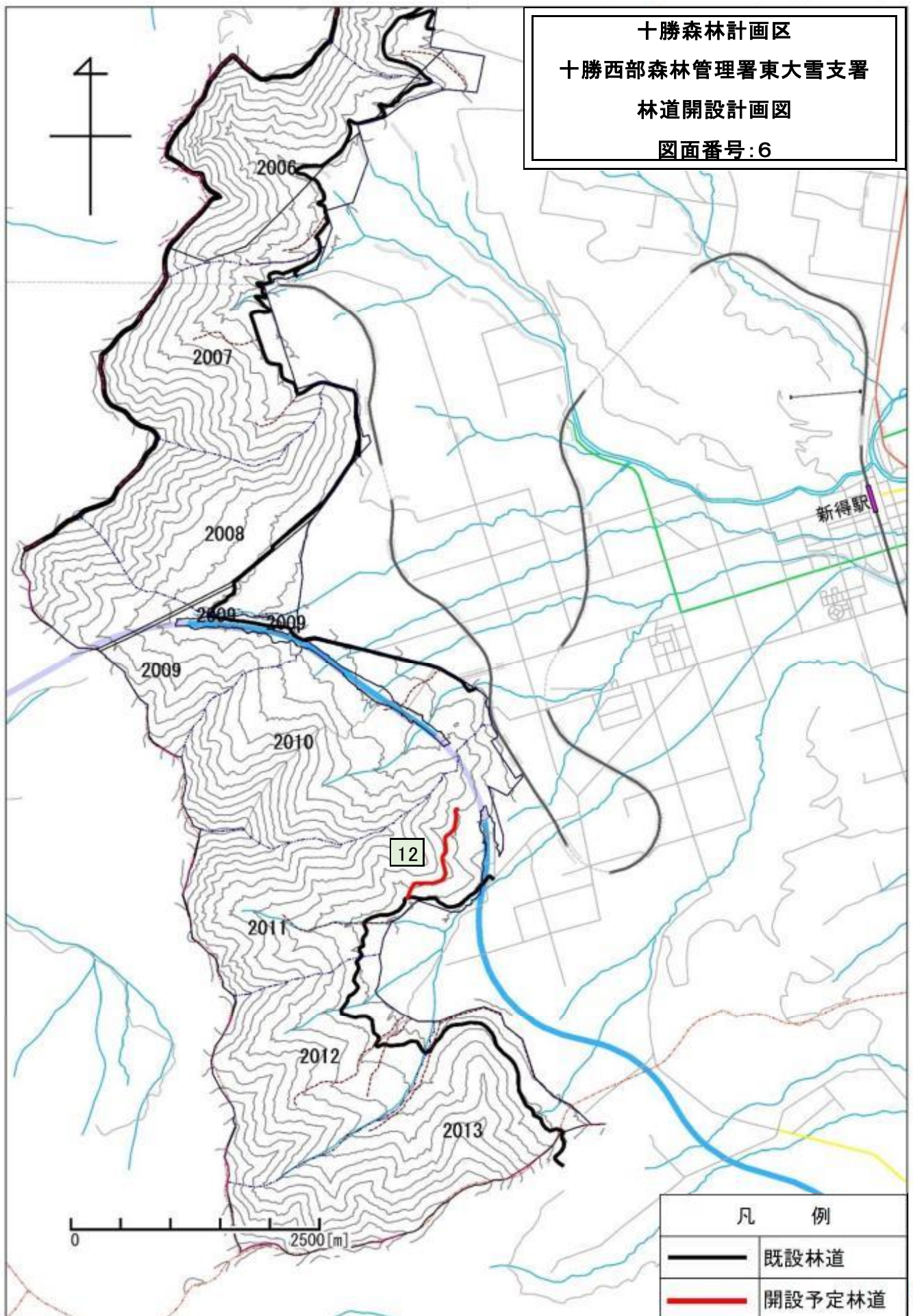
一鹿追野

凡 例

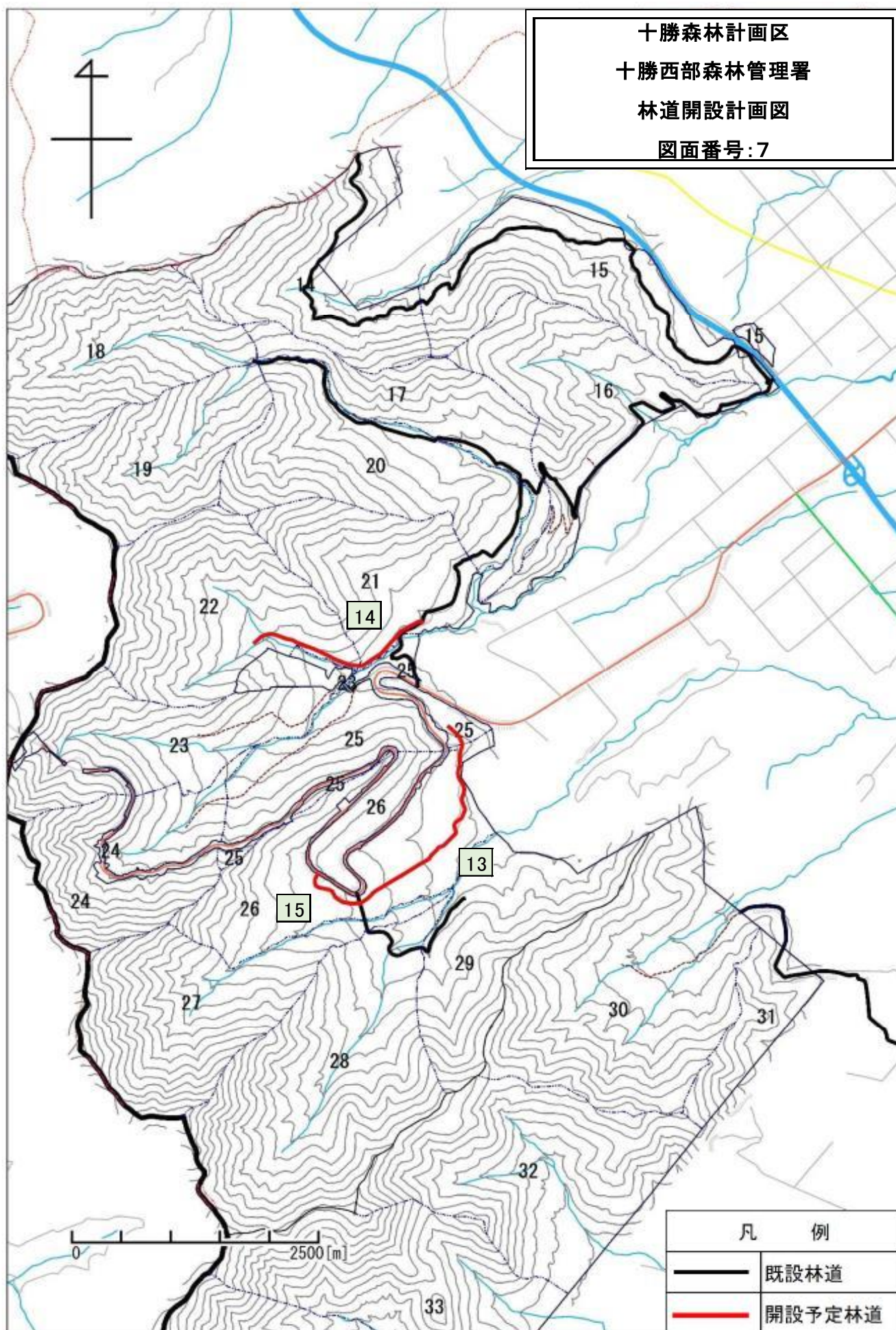
既設林道

開設予定林道

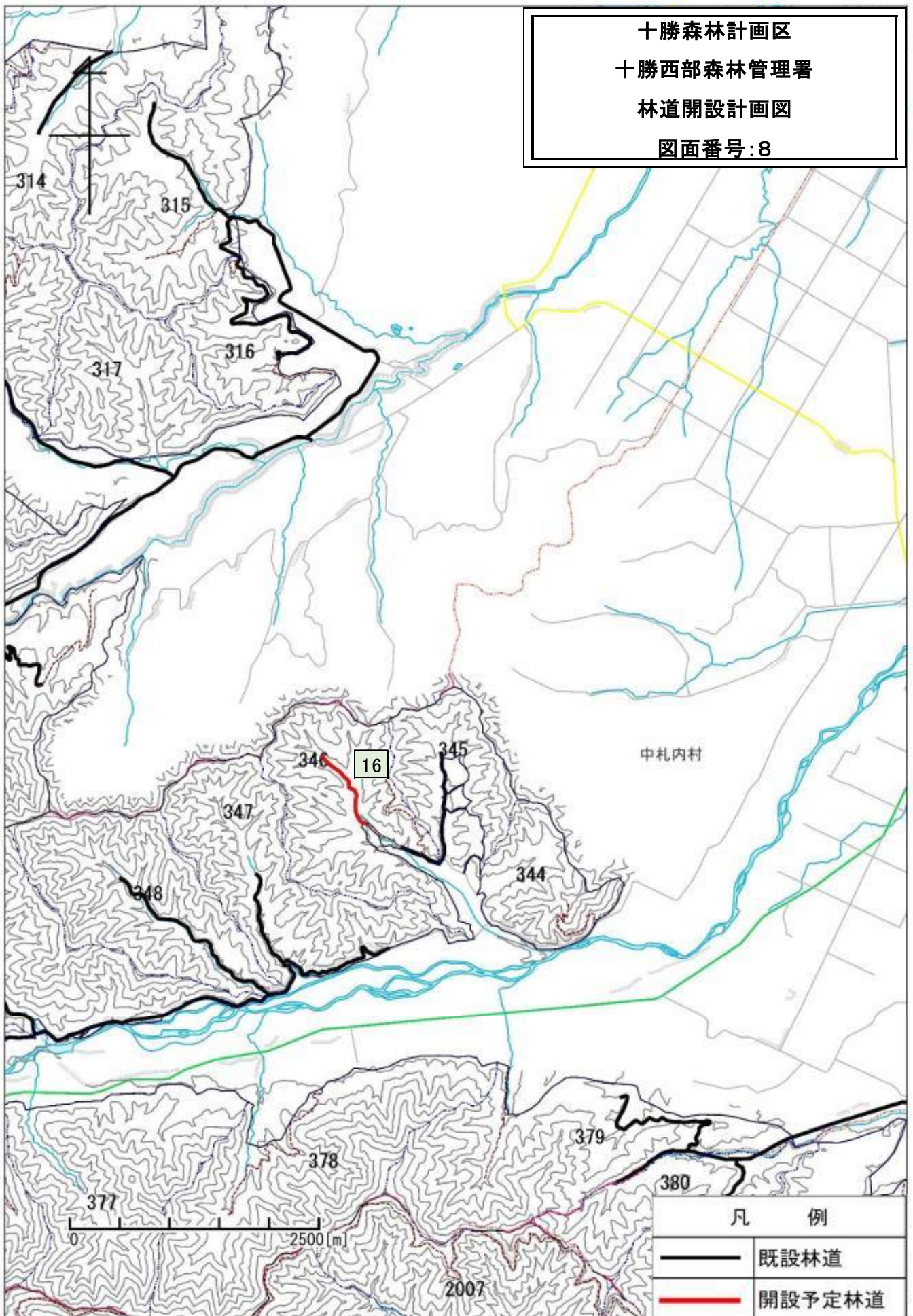
十勝森林計画区
十勝西部森林管理署東大雪支署
林道開設計画図
図面番号:6



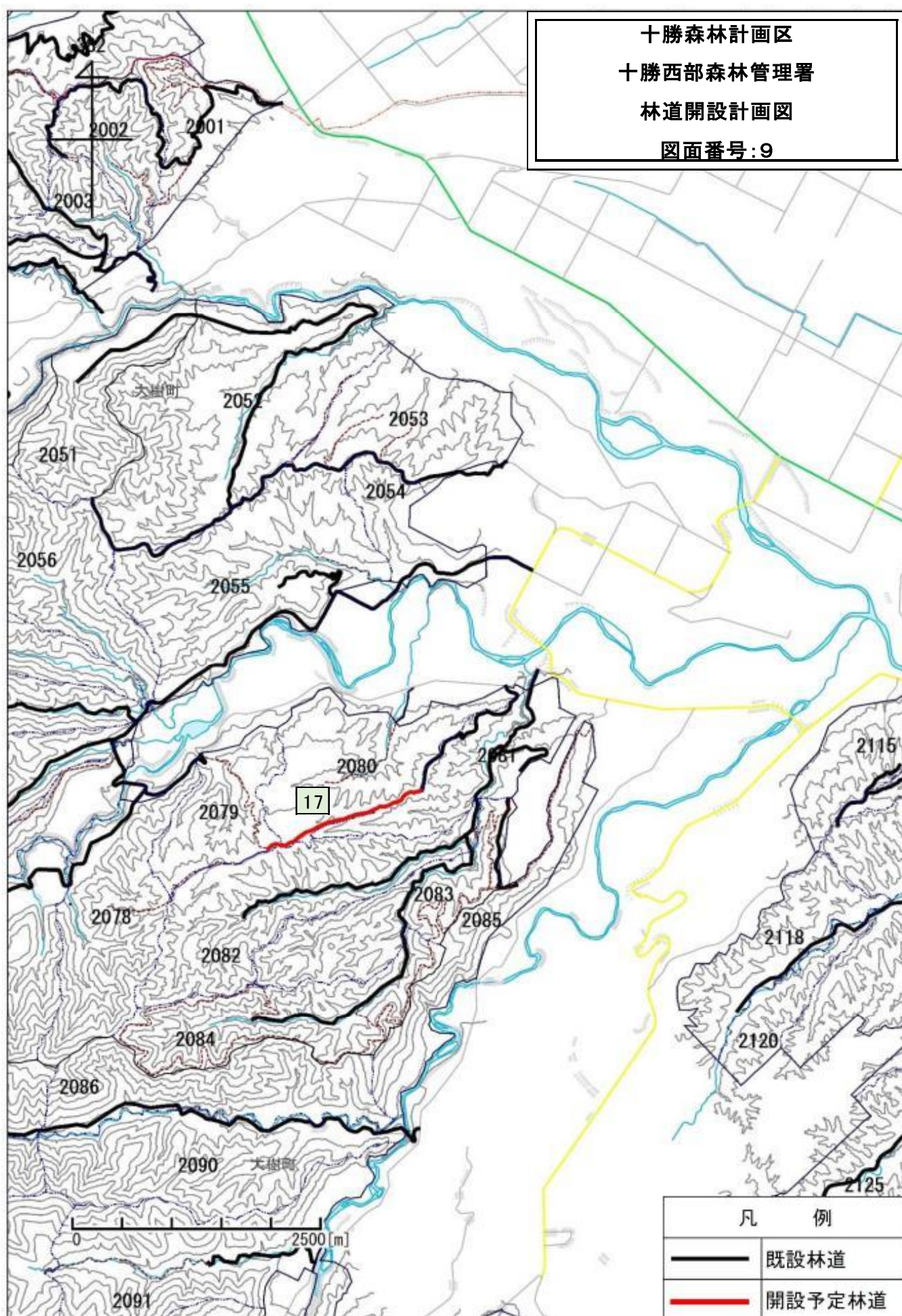
十勝森林計画区
十勝西部森林管理署
林道開設計画図
図面番号:7



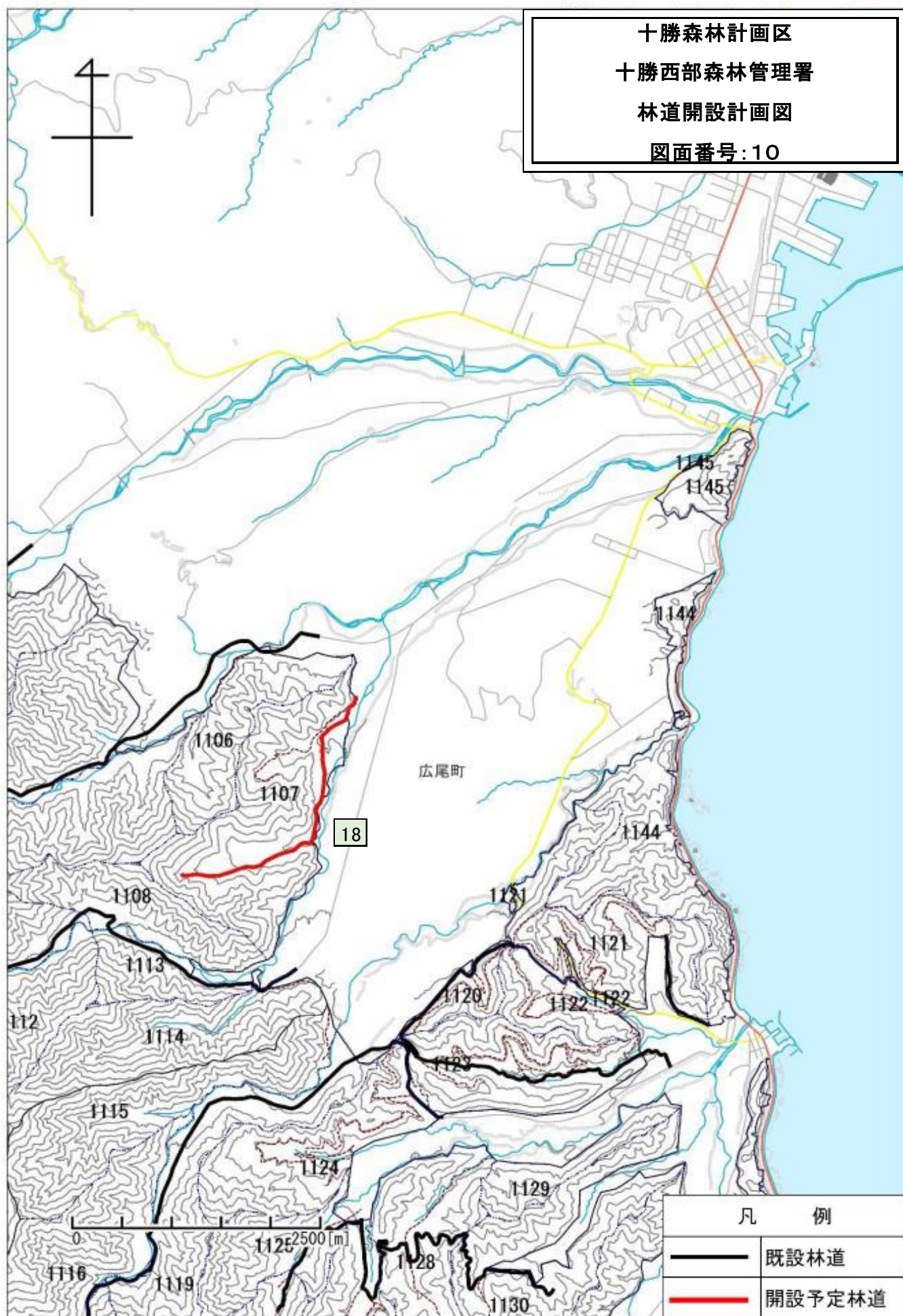
十勝森林計画区
十勝西部森林管理署
林道開設計画図
図面番号:8



十勝森林計画区
十勝西部森林管理署
林道開設計画図
図面番号:9

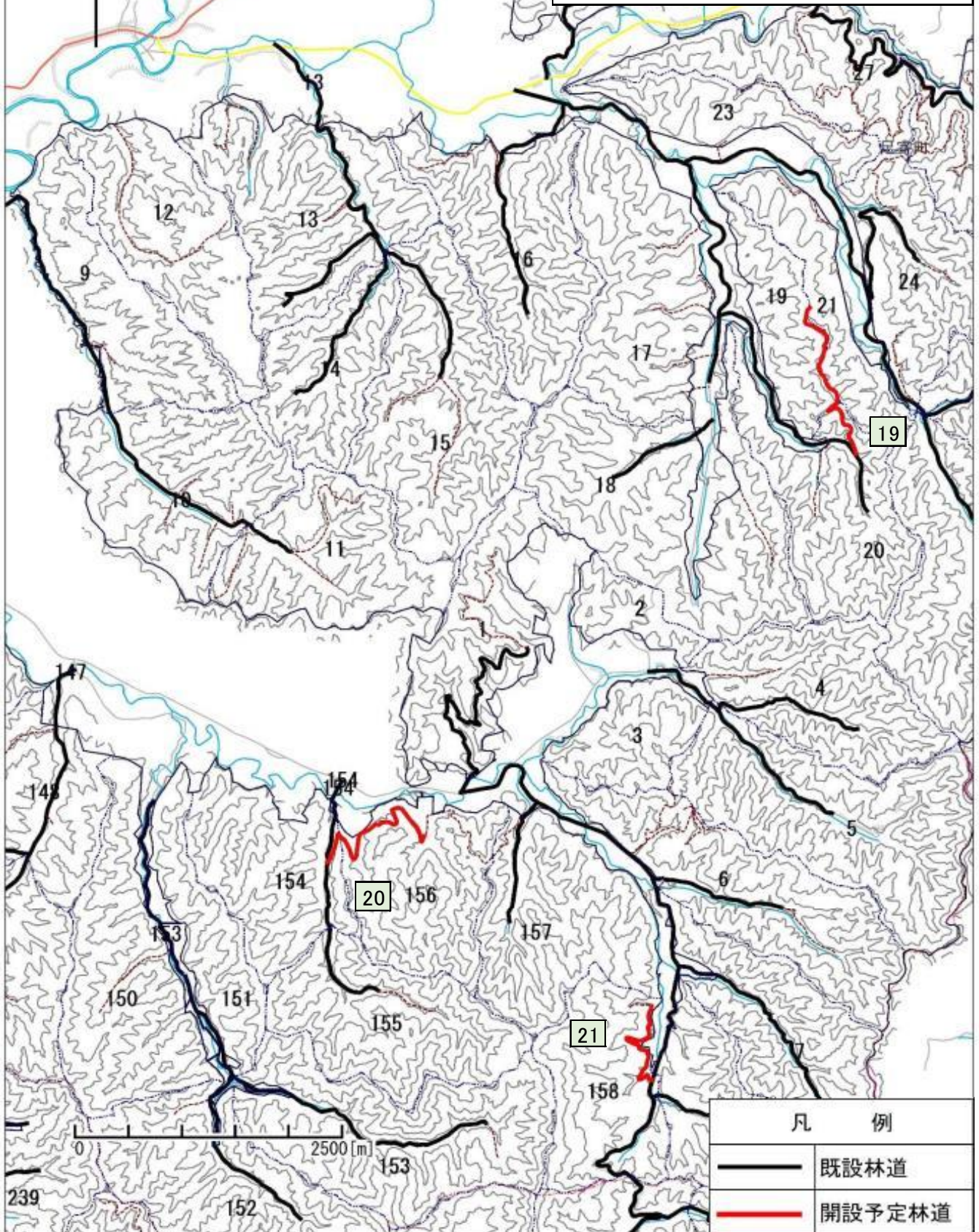


十勝森林計画区
十勝西部森林管理署
林道開設計画図
図面番号:10

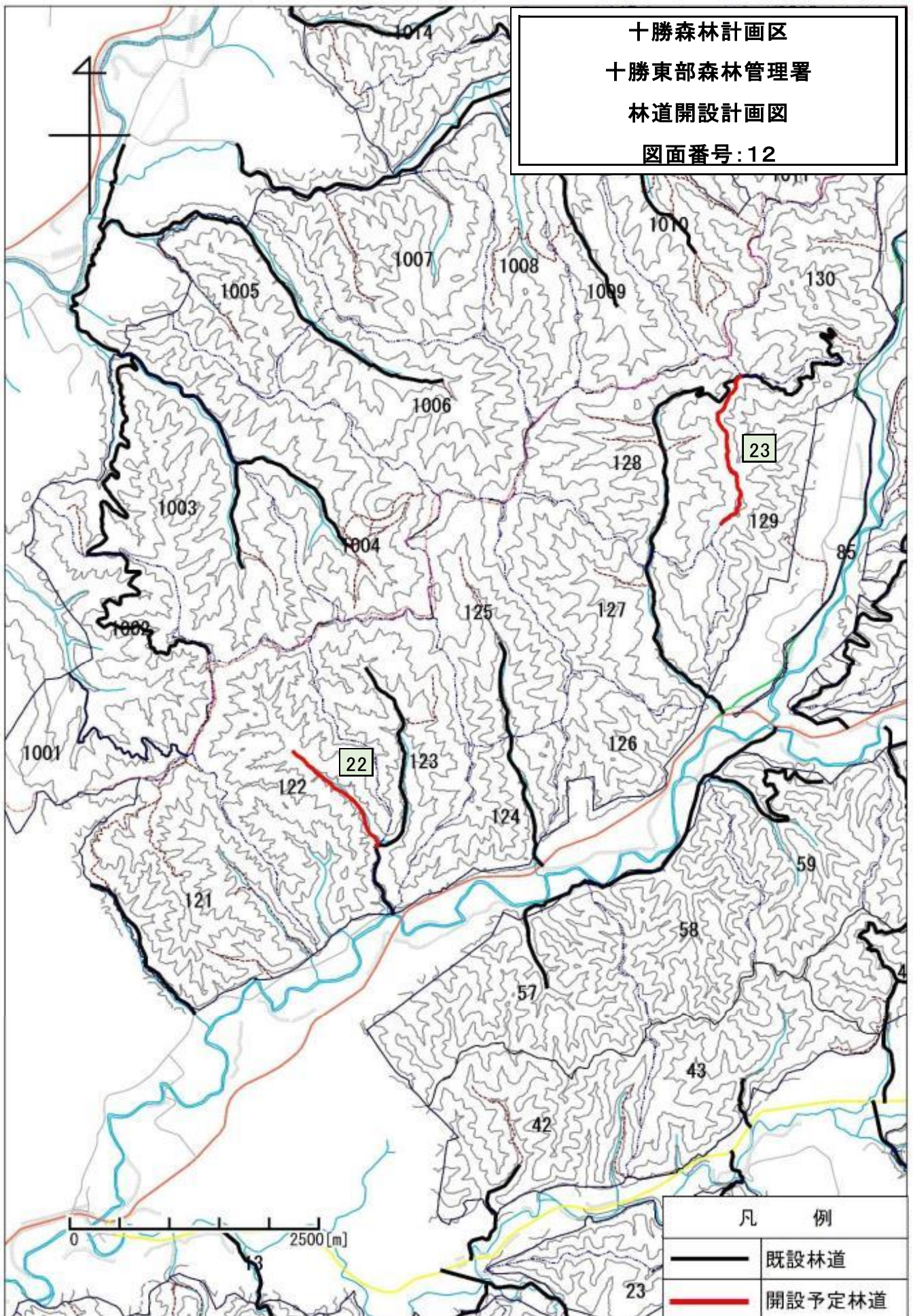


十勝森林計画区
十勝東部森林管理署
林道開設計画図

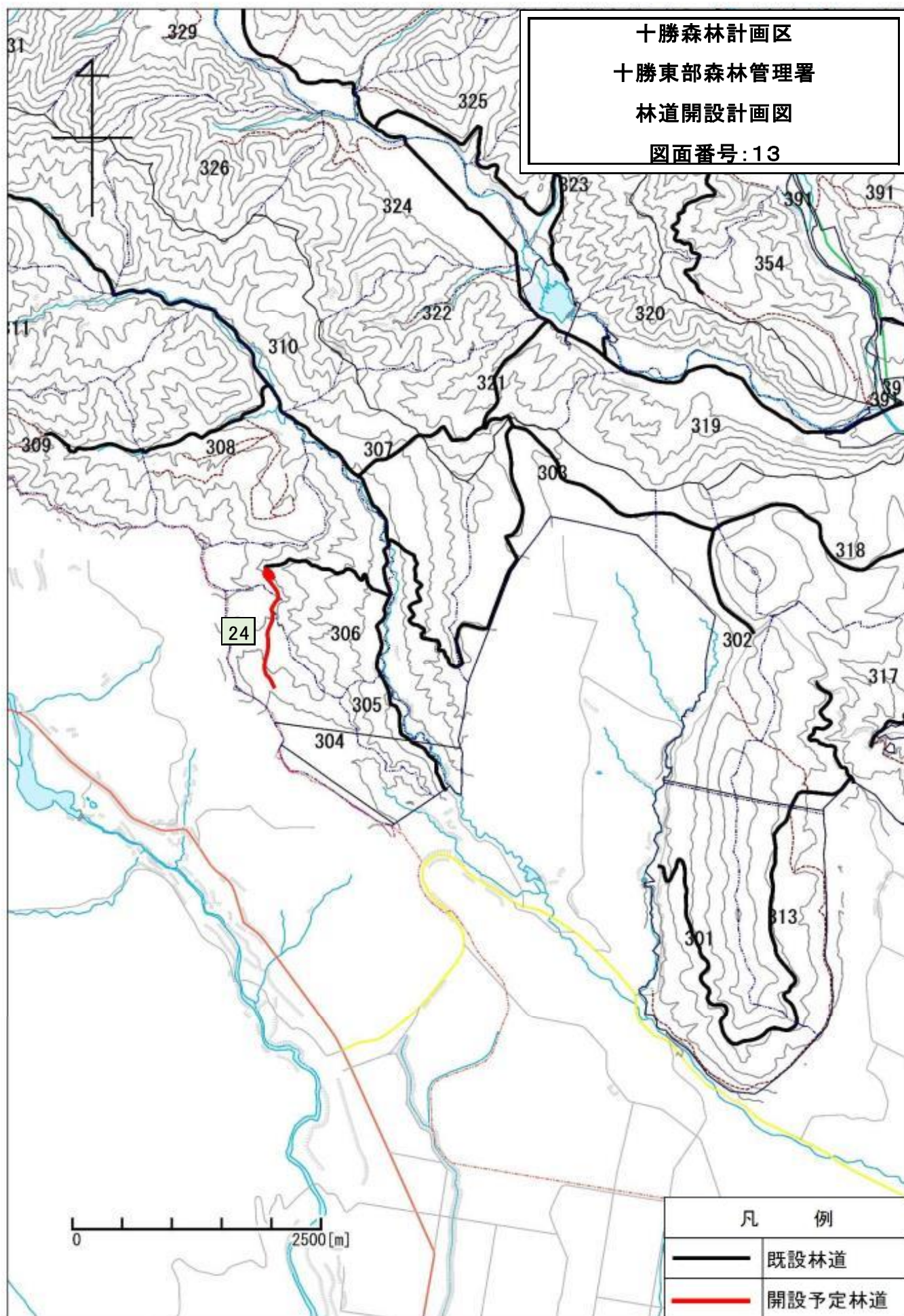
図面番号:11



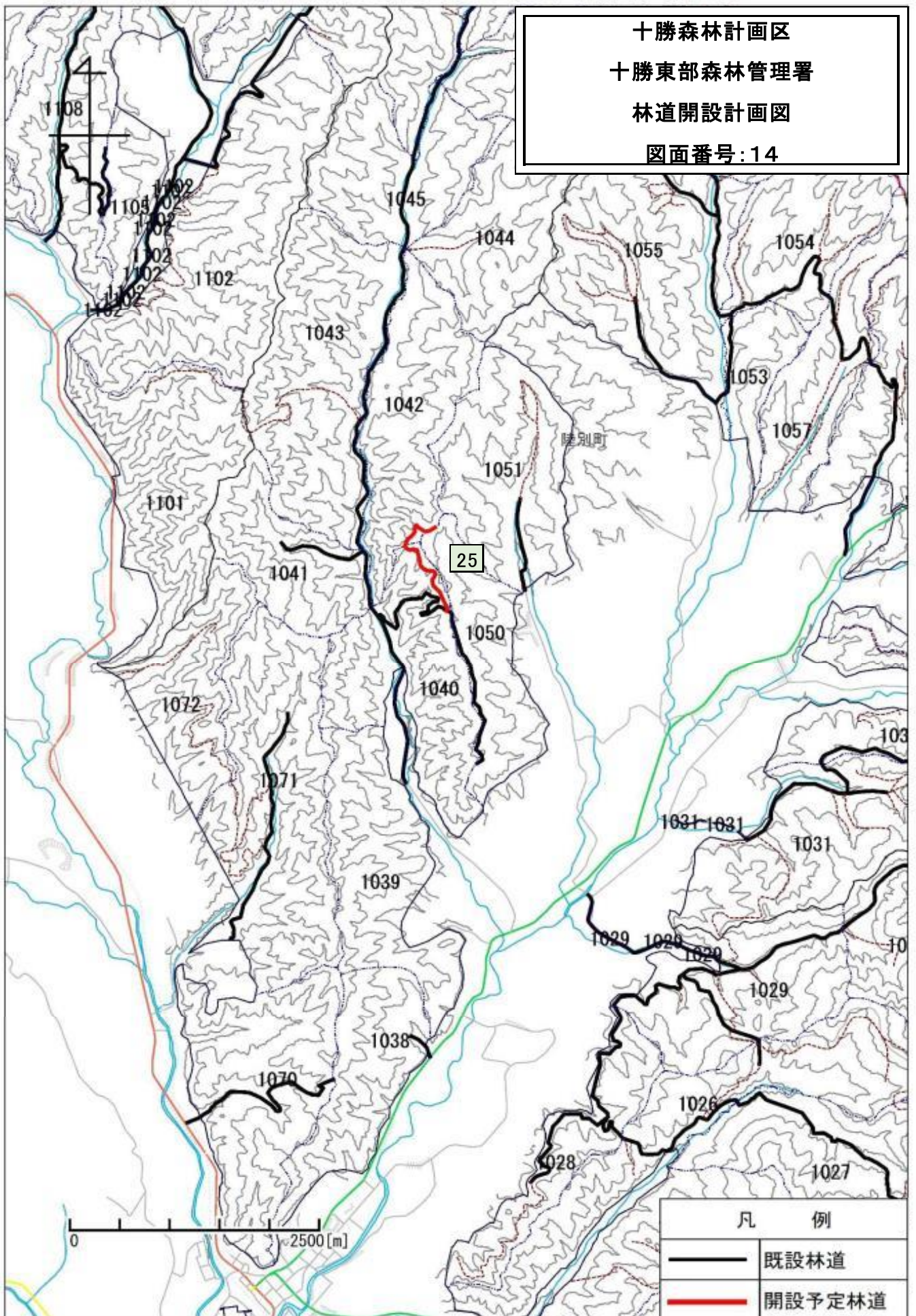
十勝森林計画区
十勝東部森林管理署
林道開設計画図
図面番号:12



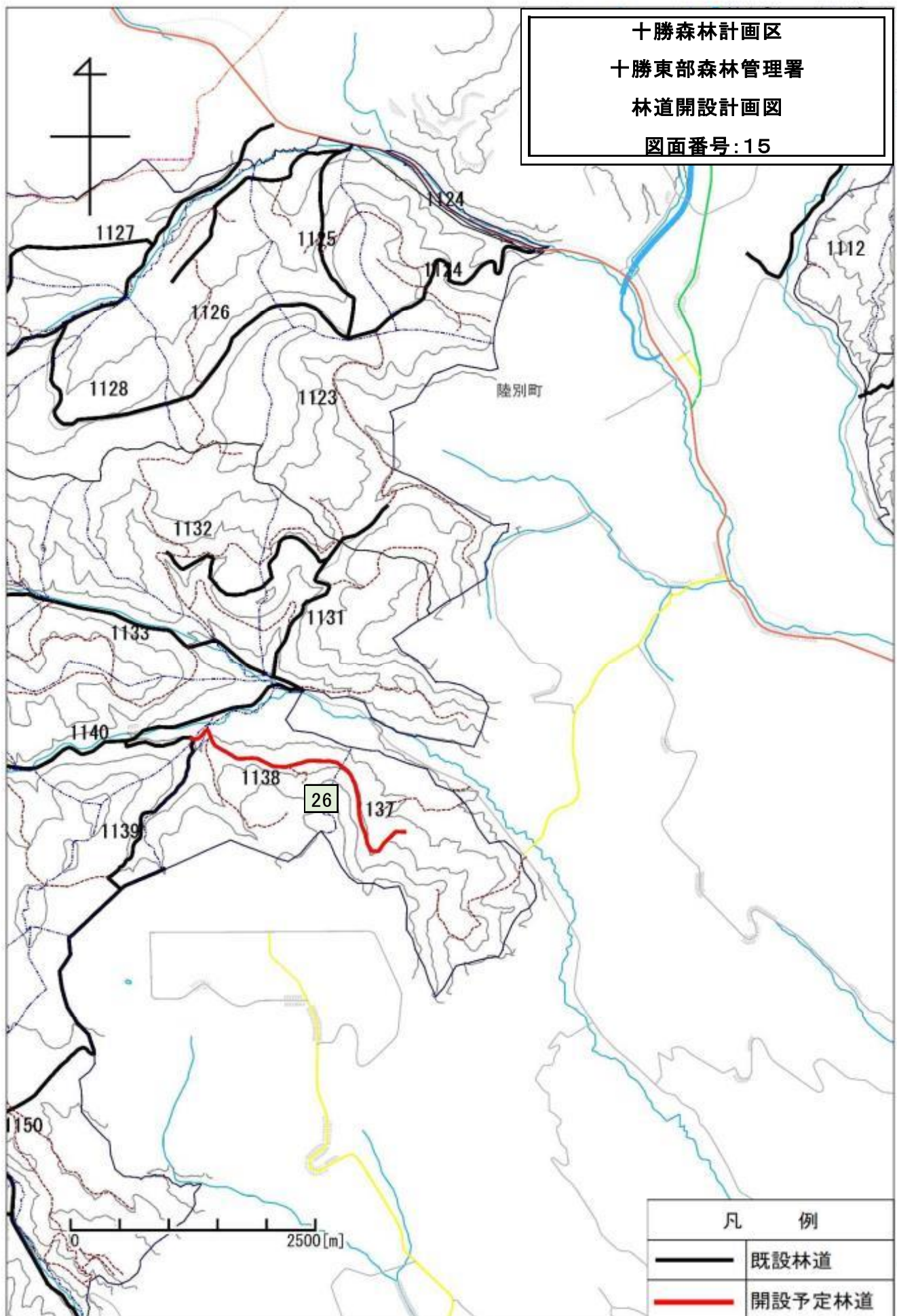
十勝森林計画区
十勝東部森林管理署
林道開設計画図
図面番号:13



十勝森林計画区
十勝東部森林管理署
林道開設計画図
図面番号:14



十勝森林計画区
十勝東部森林管理署
林道開設計画図
図面番号:15



(附)参 考 資 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積:ha

区 分		区域面積 (A)	森 林 面 積			森林比率 B/A
			総数(B)	国有林	民有林	
総 数		1,083,162	689,146	415,566	273,580	64%
市町村別内訳	帯 広 市	61,934	25,586	20,859	4,726	41%
	音 更 町	46,602	11,711	51	11,660	25%
	士 幌 町	25,919	5,582	149	5,433	22%
	上士幌町	69,423	53,194	47,416	5,778	77%
	鹿 追 町	40,288	21,584	18,732	2,852	54%
	新 得 町	106,383	93,599	83,690	9,909	88%
	清 水 町	40,225	17,714	11,384	6,330	44%
	芽 室 町	51,376	21,833	15,389	6,445	42%
	中札内村	29,258	18,832	16,717	2,115	64%
	更 別 村	17,690	2,624	567	2,056	15%
	大 樹 町	81,568	58,286	41,406	16,881	71%
	広 尾 町	59,654	47,123	32,626	14,496	79%
	幕 別 町	47,764	14,704	6	14,698	31%
	池 田 町	37,179	22,522	1	22,521	61%
	豊 頃 町	53,671	32,467	-	32,467	60%
	本 別 町	39,191	21,496	9,962	11,534	55%
	足 寄 町	140,804	115,894	78,256	37,638	82%
	陸 別 町	60,890	50,306	38,354	11,952	73%
	浦 幌 町	72,985	54,089	-	54,089	74%

注1) 区域面積は「第130回(令和5年)北海道統計書」、森林面積は「令和3年度北海道林業統計(令和5年3月)」による。

なお、森林面積(国有林)は、森林管理局所管国有林及びその他国有林である。

2) 区域面積の内、然別湖(359ha)については境界未定(上士幌町、鹿追町)のため、それぞれの町には含めず総数に含めた。

3) 計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(2) 地 況
ア 気 候

観測地	気温(℃)			年降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	風速(m/s)		風向	備考
	最高	最低	平均			最大	平均		
小利別	—	—	—	879	—	—	—	—	アメダス
三股	—	—	—	1,002	—	—	—	—	アメダス
陸別	34.5	-30.7	6.2	789	71	9.9	2.1	南西	アメダス
柏倉	—	—	—	952	—	—	—	—	アメダス
上螺湾	—	—	—	864	—	—	—	—	アメダス
上士幌	35.2	-25.0	7.3	882	55	14.1	2.6	西	アメダス
足寄	36.4	-24.5	8.2	738	—	8.6	1.5	南南東	アメダス
新得	35.5	-22.7	7.6	981	60	9.1	1.8	西	アメダス
鹿追	35.7	-19.8	8.7	772	—	13.9	2.7	西北西	アメダス
駒場	35.3	-27.0	8.2	780	—	12.0	2.1	西北西	アメダス
押帯	—	—	—	733	—	—	—	—	アメダス
本別	36.3	-26.4	8.0	675	46	9.4	1.9	西	アメダス
芽室	35.5	-27.4	8.2	804	66	10.5	1.7	北西	アメダス
帯広	35.6	-22.3	9.1	808	66	12.8	1.9	西北西	気象台・測候所
池田	36.2	-23.5	8.2	793	—	11.5	1.9	北北東	アメダス
留真	—	—	—	867	—	—	—	—	アメダス
帯広泉	35.7	-26.5	7.5	817	76	16.2	2.3	北西	アメダス
糖内	35.8	-28.2	7.5	885	—	9.3	1.1	北東	アメダス
浦幌	35.9	-20.8	8.5	834	49	9.0	1.7	西北西	アメダス
上札内	33.8	-24.7	7.3	1,030	77	12.9	2.4	西南西	アメダス
更別	36.1	-23.2	7.7	954	—	11.7	2.0	西	アメダス
大津	33.2	-21.9	7.8	871	—	13.6	2.7	北西	アメダス
大樹	35.8	-26.5	7.7	888	88	13.3	2.5	北北西	アメダス
広尾	35.1	-15.6	9.3	1,340	82	16.8	2.8	西	気象台・測候所

注1) 気象庁HP「過去の気象データ検索(<https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)」による。

2) 気象データは2023年のデータである。

イ 地 勢

(ア)主な山岳

山岳名	標高(m)	所在等
雌 阿 寒 岳	1,499	足寄町
阿 寒 富 士	1,476	足寄町
ウ コ タ キ ヌ プ リ	747	足寄町、本別町
ト ム ラ ウ シ 山	2,141	新得町
オ プ タ テ シ ケ 山	2,013	新得町
美 瑛 岳	2,052	新得町
十 勝 岳	2,077	新得町
三 国 山	1,541	上士幌町
石 狩 岳	1,967	上士幌町
音 更 山	1,932	上士幌町
ニ ペ ソ ツ 山	2,013	新得町、上士幌町
ウ ペ ペ サ シ ケ 山	1,848	上士幌町、鹿追町
東 ヌ プ カ ウ シ ヌ プ リ	1,252	鹿追町、士幌町
佐 幌 岳	1,060	新得町
西 ク マ ネ シ リ 岳	1,635	足寄町、上士幌町
東 三 国 山	1,230	足寄町
喜 登 牛 山	1,312	足寄町、陸別町
芽 室 岳	1,754	清水町、芽室町
剣 山	1,205	清水町、芽室町
ピ パ イ ロ 岳	1,916	芽室町、帯広市
戸 蔦 別 岳	1,959	帯広市
エ サ オ マ ン ト ッ タ ベ ツ 岳	1,902	帯広市
札 内 岳	1,895	帯広市、中札内村
十 勝 幌 尻 岳	1,846	帯広市、中札内村
カ ム イ エ ク ウ チ カ ウ シ 山	1,979	中札内村
ペ テ ガ リ 岳	1,736	大樹町
中 ノ 岳	1,519	大樹町
神 威 岳	1,600	大樹町
ピ リ カ ヌ プ リ	1,631	大樹町
楽 古 岳	1,471	広尾町

注) 国土地理院日本の主な山岳標高<https://www.gsi.go.jp/kihonjohochousa/kihonjohochousa41139.html>による。

(イ)主な河川等

河川名	主たる経過地	流路延長 (km)	流域面積 (km ²)	備 考
十 勝 川	新得町・帯広市・豊頃町	156	9,010	一級河川

湖沼名	所在地	面積 (km ²)	備 考
湧 洞 沼	豊頃町	4.43	
然 別 湖	上士幌町・鹿追町(境界未確定)	3.59	
生 花 苗 沼	大樹町	1.54	
長 節 湖	豊頃町	1.12	

注) 「第130回(令和5年)北海道統計書」による。

(3) 土地利用の状況

単位 面積:ha

区 分		総数	森林	農 地				その他
				計	うち田	うち畑	うち牧場	
総 数		1,083,162	689,146	272,060	2,056	241,596	28,408	121,598
市町村別内訳	帯 広 市	61,934	25,586	23,703	-	23,065	638	12,646
	音 更 町	46,602	11,711	28,993	520	22,774	5,700	5,897
	士 幌 町	25,919	5,582	16,199	-	14,925	1,274	4,138
	上 士 幌 町	69,423	53,194	11,589	-	9,938	1,651	4,640
	鹿 追 町	40,288	21,584	12,845	-	11,960	886	5,859
	新 得 町	106,383	93,599	6,821	-	6,239	582	5,963
	清 水 町	40,225	17,714	16,545	-	14,518	2,027	5,967
	芽 室 町	51,376	21,833	22,278	-	21,416	862	7,265
	中 札 内 村	29,258	18,832	7,019	-	6,946	73	3,407
	更 別 村	17,690	2,624	12,565	-	12,253	312	2,501
	大 樹 町	81,568	58,286	13,653	-	12,958	695	9,628
	広 尾 町	59,654	47,123	7,080	-	6,233	847	5,451
	幕 別 町	47,764	14,704	23,866	165	22,585	1,116	9,194
	池 田 町	37,179	22,522	13,213	1,372	6,299	5,542	1,444
	豊 頃 町	53,671	32,467	11,523	-	10,885	638	9,681
	本 別 町	39,191	21,496	11,453	-	10,935	518	6,242
	足 寄 町	140,804	115,894	14,245	-	12,078	2,166	10,666
	陸 別 町	60,890	50,306	6,576	-	5,163	1,413	4,008
	浦 幌 町	72,985	54,089	11,894	-	10,425	1,469	7,002

注1) 総数及び農地は「第130回(令和5年)北海道統計書」、森林面積は「令和3年度北海道林業統計(令和5年3月)」による。

2) 計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(4) 産業別就業者数

単位 人数:人

区 分		総数	第1次産業				第2次	第3次	分類不能 の産業
			総数	農業	林業	漁業	産 業	産 業	
総 数		1,418,754	35,050	32,855	1,028	1,167	219,809	1,163,895	5,836
市町村別内訳	帯 広 市	74,554	3,616	3,428	176	12	12,675	54,217	4,046
	音 更 町	20,853	2,557	2,472	84	1	3,972	14,241	83
	士 幌 町	3,232	1,377	1,368	8	1	372	1,440	43
	上 士 幌 町	2,540	858	807	51	0	291	1,327	64
	鹿 追 町	2,844	975	962	13	0	178	1,588	103
	新 得 町	3,062	627	560	67	0	452	1,972	11
	清 水 町	4,627	1,321	1,303	16	2	816	2,419	71
	芽 室 町	9,470	2,110	2,077	33	0	1,555	5,330	475
	中 札 内 村	2,128	601	594	6	1	301	1,135	91
	更 別 村	1,838	813	798	13	2	154	836	35
	大 樹 町	3,060	951	832	37	82	582	1,522	5
	広 尾 町	3,340	718	356	41	321	708	1,832	82
	幕 別 町	13,145	1,958	1,843	111	4	2,201	8,447	539
	池 田 町	3,116	761	727	33	1	517	1,832	6
	豊 頃 町	1,638	743	678	24	41	146	735	14
	本 別 町	3,456	851	817	34	0	589	1,920	96
	足 寄 町	3,360	854	684	170	0	471	1,978	57
	陸 別 町	1,213	374	294	80	0	135	704	0
	浦 幌 町	2,375	867	695	101	71	340	1,153	15

注) 令和2年国勢調査による。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

森林計画区:013 十勝

区分		総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数															
	総数	414,746.74	79,324	1,042	2,266.45			668.89	3		544.04	2		643.02	14	1
	針	385,714.30	79,262	1,042	2,266.45			668.89	3		544.04	2		643.02	14	1
	広	209,364.81	44,883	703	2,263.12			668.89	2		538.13	2		639.28	12	1
	総数	176,349.49	34,378	339	3.33						5.91			3.74	2	
	針	54,419.11	8,745	209	2,260.01			647.50	3		425.93	1		317.42	7	1
	広	54,172.22	7,667	208	2,256.68			647.50	2		420.02	1		313.99	5	1
	総数	246.89	1,078		3.33						5.91			3.43	2	
	針	50,894.78	8,298	203	114.01			165.40	2		374.80	1		166.99	6	
	広	50,667.96	7,279	203	114.01			165.40	2		368.89	1		164.88	4	
	総数	226.82	1,019								5.91			2.11	2	
	針	(3,454.18)			(3.76)			(1.40)						(40.17)		
	広	(223.98)		6	2,146.00			(13.19)	1		51.13			150.43	1	
天然林	総数	3,524.33	447	6	2,142.67			482.10			51.13			149.11	1	
	針	3,504.26	389	6	2,142.67			482.10			51.13			1.32		
	広	20.07	59		3.33											
	総数	331,295.19	70,517	833	6.44			21.39			118.11	1		325.60	7	
	針	155,192.59	37,216	495	6.44			21.39			118.11	1		325.29	7	
	広	176,102.60	33,301	338										0.31		
	総数															
	針															
	広															
	総数	41,775.20	8,059	124	6.44			21.39			118.11	1		309.56	7	
	針	27,641.52	5,064	83	6.44			21.39			118.11	1		309.25	7	
	広	14,133.68	2,995	41										0.31		
	総数	289,519.99	62,457	709										16.04		
	針	127,551.07	32,152	412										16.04		
	広	161,968.92	30,305	297												
竹林																
無立木地		29,032.44	62													

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:013 十勝

単位 面積:ha、材積:千m³、立竹:千束、成長量:千m³

区分	5 齢級			6 齢級			7 齢級			8 齢級			9 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	874.11	15	1	1,984.06	21	2	3,707.17	191	10	5,895.62	844	34	8,775.30	1,386	44
	874.11	15	1	1,984.06	21	2	3,707.17	191	10	5,895.62	844	34	8,775.30	1,386	44
総数	841.20	13	1	1,978.33	19	2	3,666.65	174	10	5,888.43	776	34	8,615.15	1,215	44
	32.91	3		5.73	2		40.52	17		7.19	67		160.15	171	
総数	207.68	12	1	225.05	18	2	1,045.40	145	9	4,586.35	769	33	7,416.48	1,314	43
	191.41	10	1	225.05	16	2	1,042.45	134	9	4,586.35	704	33	7,416.48	1,165	43
育成林	16.27	2			2		2.95	11			65			150	
	55.70	7	1	90.62	12	1	751.07	123	8	4,489.12	761	33	7,406.91	1,307	43
育成林	54.85	6	1	90.62	11	1	748.12	113	8	4,489.12	696	33	7,406.91	1,159	43
	0.85	1					2.95	10			65			148	
育成林	(45.28)			(4.91)			(14.91)			(22.57)			(37.91)		
	151.98	4		134.43	6		(46.52)	22	1	97.23	8		9.57	7	
総数	136.56	3		134.43	5		294.33	21	1	97.23	8		9.57	5	
	15.42	1			1									2	
総数	666.43	4		1,759.01	4		2,661.77	46	1	1,309.27	74	1	1,358.82	71	1
	649.79	3		1,753.28	3		2,624.20	40	1	1,302.08	72	1	1,198.67	50	1
育成林	16.64	1		5.73			37.57	6		7.19	3		160.15	22	
育成林															
育成林	654.79	4		1,735.79	2		2,631.51	42	1	1,282.05	73	1	1,338.91	70	1
	638.15	3		1,730.33	2		2,594.38	35	1	1,274.86	71	1	1,182.45	49	1
総数	16.64	1		5.46			37.13	6		7.19	3		156.46	21	
	11.64			23.22	1		30.26	4		27.22	1		19.91	1	
天然林	11.64			22.95	1		29.82	4		27.22	1		16.22	1	
				0.27			0.44						3.69		
竹林															
無立木地															

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:013 十勝

単位 面積:ha、材積:千m³、立竹:千束、成長量:千m³

区分	1 0 齢級			1 1 齢級			1 2 齢級			1 3 齢級			1 4 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	10,713.01	1,715	43	11,376.38	1,731	33	9,828.76	1,613	25	7,509.32	1,340	19	3,374.44	625	9
	10,713.01	1,715	43	11,376.38	1,731	33	9,828.76	1,613	25	7,509.32	1,340	19	3,374.44	625	9
総数	10,161.16	1,458	43	10,798.63	1,449	32	8,954.71	1,321	24	7,056.23	1,141	18	2,875.97	496	8
	551.85	257	1	577.75	282	1	874.05	292	1	453.09	200	1	498.47	129	1
総数	9,234.56	1,585	42	10,138.56	1,616	31	8,326.97	1,442	23	6,599.20	1,239	17	2,281.24	423	5
	9,229.25	1,385	41	10,138.19	1,384	31	8,306.90	1,253	23	6,593.37	1,098	17	2,184.47	367	5
育 成 林	5.31	199		0.37	232		20.07	189		5.83	142		96.77	56	
	9,234.56	1,573	41	10,138.56	1,573	31	8,322.35	1,343	22	6,598.68	1,086	16	2,281.24	380	5
育 成 林	9,229.25	1,377	41	10,138.19	1,347	31	8,302.28	1,168	22	6,592.85	964	16	2,184.47	328	5
	5.31	196		0.37	226		20.07	175		5.83	122		96.77	52	
育 成 林	(112.29)			(374.60)			(835.21)			(1,381.77)			(369.37)		
				(5.12)	43		4.62	99	1	0.52	153	1	(5.70)	43	
育 成 林		12			38		4.62	85	1	0.52	134	1		39	
		4			6			14			20			3	
総数	1,478.45	130	2	1,237.82	115	2	1,501.79	170	2	910.12	101	1	1,093.20	202	4
	931.91	73	1	660.44	64	1	647.81	68	1	462.86	43	1	691.50	129	3
育 成 林	546.54	58	1	577.38	50	1	853.98	102	1	447.26	58	1	401.70	73	1
育 成 林															
育 成 林	1,430.49	125	2	1,225.33	112	2	1,501.39	170	2	907.12	100	1	292.97	29	
	914.94	71	1	647.95	62	1	647.81	68	1	462.11	42	1	170.27	15	
育 成 林	515.55	55	1	577.38	50	1	853.58	102	1	445.01	58	1	122.70	13	
	47.96	5		12.49	3		0.40			3.00	1		800.23	173	4
天 生 林	16.97	2		12.49	3					0.75	1		521.23	113	3
	30.99	3					0.40			2.25			279.00	60	1
竹林															
無立木地															

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:013 十勝

単位 面積:ha、材積:千m³、立竹:千束、成長量:千m³

区分	1 5 齢級			1 6 齢級			1 7 齢級			1 8 齢級			1 9 齢級		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	470.71	113	1	316.611.77	69.584	819	63.04	14		44.63	17		311.27	28	
総数	470.71	113	1	316.611.77	69.584	819	63.04	14		44.63	17		311.27	28	
	391.46	93	1	143.715.73	36.660	485	60.06	12		44.63	14		166.05	21	
総数	79.25	20		172.896.04	32.923	334	2.98	2			2		145.22	6	
	424.92	106	1	22.21	5		58.68	14		44.63	17		104.01	22	
総数	355.78	88	1	21.56	4		55.89	12		44.63	14		101.25	19	
	69.14	18		0.65	1		2.79	2			2		2.76	3	
育 成 林	422.93	74	1	22.21	5		58.68	11		44.63	10		104.01	16	
	353.79	61	1	21.56	4		55.89	9		44.63	9		101.25	14	
育 成 林	69.14	14		0.65	1		2.79	2			1		2.76	3	
	(195.19)						(24.65)			(46.34)			(37.97)		
育 成 林	1.99	32						3			7			5	
	1.99	28						2			5			5	
育 成 林		4									1				
	45.79	6		316.589.56	69.578	819	4.36	1					207.26	6	
総数	35.68	5		143.694.17	36.656	485	4.17						64.80	2	
	10.11	2		172.895.39	32.922	334	0.19						142.46	4	
育 成 林															
育 成 林															
育 成 林	45.79	6		28.235.05	7.314	113	4.36	1					34.15	3	
	35.68	5		16.855.72	4.632	76	4.17						27.51	1	
育 成 林	10.11	2		11.379.33	2.682	37	0.19						6.64	2	
				288.354.51	62.264	705							173.11	3	
天 生 林				126.838.45	32.024	409							37.29	1	
				161.516.06	30.240	296							135.82	2	
竹林															
無立木地															

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

森林計画区:013 十勝

区分		20 齡級			21 齡級以上		
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
立木地	総数	総数	51.12	8		1.19	
		針	51.12	8		1.19	
		広	41.00	6			
	人工林	総数	10.12	2		1.19	
		針	51.12	8		1.19	
		広	41.00	6			
	天然林	総数	10.12	2		1.19	
		針					
		広					
	育単層成林	総数					
		針					
		広					
	育複層成林	総数					
		針					
		広					
	天然	総数					
針							
広							
竹林							
無立木地							

- (注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
3.()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

森林計画区:013 十勝

区分		立木地										無立木地等					計	
		人工林			天然林				計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外の 土地					
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
制限林	面積	針	46,498.51	3,347.34	49,845.85			27,280.69	126,404.87	153,685.56		203,531.41						
		広	219.99	19.20	239.19			13,466.71	157,552.03	171,018.74		171,257.93						
		計	46,718.50	3,366.54	50,085.04			40,747.40	283,956.90	324,704.30		374,789.34		46.02	52.44			
	材積	針	6,672,346	358,913	7,031,259			5,025,575	31,923,597	36,949,172		43,980,431		462				
		広	943,916	54,485	998,401			2,891,412	29,582,891	32,474,303		33,472,704		172				
計		7,616,262	413,398	8,029,660			7,916,987	61,506,488	69,423,475		77,453,135		634					
普通林	成長量	針	183,636.3	4,661.4	188,297.7			82,107.0	408,589.6	490,696.6		678,994.3		4.4		4.4	678,998.7	
		広	233.3	95.7	329.0			39,994.1	288,746.1	328,740.2		329,069.2					329,069.2	
		計	183,869.6	4,757.1	188,626.7			122,101.1	697,335.7	819,436.8		1,008,063.5		4.4		4.4	1,008,067.9	
	面積	針	4,169.45	156.92	4,326.37			360.83	1,146.20	1,507.03		5,833.40						
		広	6.83	0.87	7.70			666.97	4,416.89	5,083.86		5,091.56						
計		4,176.28	157.79	4,334.07			1,027.80	5,563.09	6,590.89		10,924.96		53.97	11.98		982.88	11,973.79	
計	材積	針	606,524	29,595	636,119			38,454	228,338	266,792		902,911					902,911	
		広	75,485	4,015	79,500			103,746	722,527	826,273		905,773					905,773	
		計	682,009	33,610	715,619			142,200	950,865	1,093,065		1,808,684					1,808,684	
	成長量	針	19,310.1	856.3	20,166.4			708.1	3,566.3	4,274.4		24,440.8					24,440.8	
		広	36.4	0.8	37.2			1,324.7	8,389.2	9,713.9		9,751.1					9,751.1	
計		19,346.5	857.1	20,203.6			2,032.8	11,955.5	13,988.3		34,191.9					34,191.9		
計	面積	針	50,667.96	3,504.26	54,172.22			27,641.52	127,551.07	155,192.59		209,364.81						
		広	226.82	20.07	246.89			14,133.68	161,968.92	176,102.60		176,349.49						
		計	50,894.78	3,524.33	54,419.11			41,775.20	289,519.99	331,295.19		385,714.30		99.99	64.42		28,868.03	414,746.74
	材積	針	7,278,870	388,508	7,667,378			5,064,029	32,151,935	37,215,964		44,883,342		462			16,754	44,900,558
		広	1,019,401	58,500	1,077,901			2,995,158	30,305,418	33,300,576		34,378,477		172			44,383	34,423,032
計		8,298,271	447,008	8,745,279			8,059,187	62,457,353	70,516,540		79,261,819		634			61,137	79,323,590	
計	成長量	針	202,946.4	5,517.7	208,464.1			82,815.1	412,155.9	494,971.0		703,435.1		4.4		4.4		703,439.5
		広	269.7	96.5	366.2			41,318.8	297,135.3	338,454.1		338,820.3						338,820.3
計			203,216.1	5,614.2	208,830.3			124,133.9	709,291.2	833,425.1		1,042,255.4		4.4		4.4		1,042,259.8

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみ其林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

森林計画区：013 十勝

市町村	区分	立木地										無立木地等					計	
		人工林					天然林					計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地	林地以外 の土地		計
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
		針	広	計	針	広	計	針	広	計								
帯広市	面積	針	1,677.04	50.15	1,727.19	456.62	2,398.46	2,855.08			4,582.27							
		広	5.26		5.26	970.41	12,727.56	13,697.97			13,703.23							
		計	1,682.30	50.15	1,732.45	1,427.03	15,126.02	16,553.05			18,285.50				2,555.71	2,568.81	20,854.31	
	材積	針	170,929	3,568	174,497	34,380	369,577	403,957			578,454				544	544	578,998	
		広	25,722	790	26,512	114,661	1,877,604	1,992,265			2,018,777				2,452	2,452	2,021,229	
		計	196,651	4,358	201,009	149,041	2,247,181	2,396,222			2,597,231				2,996	2,996	2,600,227	
成長量	針	4,751.4	21.2	4,772.6	481.4	1,679.7	2,161.1			6,933.7						6,933.7		
	広	13.5		13.5	1,103.1	11,025.0	12,128.1			12,141.6						12,141.6		
	計	4,764.9	21.2	4,786.1	1,584.5	12,704.7	14,289.2			19,075.3						19,075.3		
音更町	面積	針	5.67		5.67	7.86		7.86			13.53							
		広	0.99		0.99	15.26	15.37	30.63			31.62							
		計	6.66		6.66	23.12	15.37	38.49			45.15				6.01	6.01	51.16	
	材積	針	1,204		1,204	1,503		1,503			2,707						2,707	
		広	181		181	3,355	2,681	6,036			6,217				101	101	6,318	
		計	1,385		1,385	4,858	2,681	7,539			8,924				101	101	9,025	
成長量	針	18.6		18.6	20.4		20.4			39.0						39.0		
	広	1.8		1.8	37.7	27.6	65.3			67.1						67.1		
	計	20.4		20.4	58.1	27.6	85.7			106.1						106.1		
士幌町	面積	針	4.50		4.50						4.50							
		広					144.74	144.74			144.74							
		計	4.50		4.50		144.74	144.74			149.24				0.08	0.08	149.32	
	材積	針	750		750						750						750	
		広	7		7		9,444	9,444			9,451						9,451	
		計	757		757		9,444	9,444			10,201						10,201	
成長量	針	4.5		4.5						4.5						4.5		
	広					98.7	98.7			98.7						98.7		
	計	4.5		4.5		98.7	98.7			103.2						103.2		
上士幌町	面積	針	2,628.36	254.26	2,882.62	4,730.03	25,197.38	29,927.41			32,810.03							
		広	93.61		93.61	866.39	10,527.01	11,393.40			11,487.01							
		計	2,721.97	254.26	2,976.23	5,596.42	35,724.39	41,320.81			44,297.04				3,069.77	3,070.31	47,367.35	
	材積	針	380,769	27,878	408,647	1,028,311	6,430,499	7,458,810			7,867,457				8,622	8,793	7,876,250	
		広	57,482	1,746	59,228	194,915	2,343,784	2,538,699			2,597,927				17,344	17,345	2,615,272	
		計	438,251	29,624	467,875	1,223,226	8,774,283	9,997,509			10,465,384				25,966	26,138	10,491,522	
成長量	針	8,811.5	203.3	9,014.8	15,608.2	71,163.1	86,771.3			95,786.1					1.0	95,787.1		
	広	27.0		27.0	2,305.3	20,626.8	22,932.1			22,959.1						22,959.1		
	計	8,838.5	203.3	9,041.8	17,913.5	91,789.9	109,703.4			118,745.2					1.0	118,746.2		

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

市町村	区分	立木地										無立木地等					単位 面積:ha、材積:m³、成長量:m³/年
		人工林					天然林					伐採跡地未立木地	改植予定地	林地以外 の土地	計		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計							
鹿追町	面積	針	1,579.18	35.79	1,614.97		579.15	9,521.29	10,100.44	11,715.41							
		広					180.02	5,462.68	5,642.70	5,642.70							
		計	1,579.18	35.79	1,614.97		759.17	14,983.97	15,743.14	17,358.11	3.75			613.77	617.52	17,975.63	
	材積	針	257,236	8,034	265,270		116,887	2,347,551	2,464,438	2,729,708				1,469	1,469	2,731,177	
		広	34,990	793	35,783		39,966	1,115,429	1,155,395	1,191,178				551	551	1,191,729	
		計	292,226	8,827	301,053		156,853	3,462,980	3,619,833	3,920,886				2,020	2,020	3,922,906	
成長量	針	8,334.3	310.5	8,644.8		1,689.4	21,932.5	23,621.9	32,266.7						32,266.7		
	広	1.6		1.6		478.3	9,275.0	9,753.3	9,754.9						9,754.9		
	計	8,335.9	310.5	8,646.4		2,167.7	31,207.5	33,375.2	42,021.6						42,021.6		
新得町	面積	針	7,649.79	357.49	8,007.28		7,167.67	32,230.85	39,398.52	47,405.80							
		広	14.51		14.51		2,433.46	23,763.75	26,197.21	26,211.72							
		計	7,664.30	357.49	8,021.79		9,601.13	55,994.60	65,595.73	73,617.52	13.55	12.22		10,042.42	10,068.19	83,685.71	
	材積	針	1,257,632	52,034	1,309,666		1,140,357	8,304,941	9,445,298	10,754,964						10,754,964	
		広	171,571	7,331	178,902		565,411	5,365,994	5,931,405	6,110,307				5,454	5,454	6,115,761	
		計	1,429,203	59,365	1,488,568		1,705,768	13,670,935	15,376,703	16,865,271				5,454	5,454	16,870,725	
成長量	針	38,570.2	1,237.9	39,808.1		14,999.6	81,401.2	96,400.8	136,208.9						136,208.9		
	広	22.4		22.4		6,212.6	42,735.9	48,948.5	48,970.9						48,970.9		
	計	38,592.6	1,237.9	39,830.5		21,212.2	124,137.1	145,349.3	185,179.8						185,179.8		
清水町	面積	針	1,191.11	300.64	1,491.75		251.24	1,028.32	1,279.56	2,771.31							
		広	22.28		22.28		346.16	7,664.10	8,010.26	8,032.54							
		計	1,213.39	300.64	1,514.03		597.40	8,692.42	9,289.82	10,803.85				582.31	582.31	11,386.16	
	材積	針	116,216	28,872	145,088		14,573	55,742	70,315	215,403						215,403	
		広	13,437	2,598	16,035		26,942	592,416	619,358	635,393				556	556	635,949	
		計	129,653	31,470	161,123		41,515	648,158	689,673	850,796				556	556	851,352	
成長量	針	2,830.3	475.9	3,306.2		214.6	118.0	332.6	3,638.8						3,638.8		
	広	29.0		29.0		266.3	2,884.2	3,150.5	3,179.5						3,179.5		
	計	2,859.3	475.9	3,335.2		480.9	3,002.2	3,483.1	6,818.3						6,818.3		
芽室町	面積	針	1,692.75	10.78	1,703.53		494.41	1,380.95	1,875.36	3,578.89							
		広	0.76		0.76		751.10	9,491.07	10,242.17	10,242.93							
		計	1,693.51	10.78	1,704.29		1,245.51	10,872.02	12,117.53	13,821.82	9.88			1,556.67	1,566.55	15,388.37	
	材積	針	225,474	1,347	226,821		36,746	214,647	251,393	478,214						478,214	
		広	30,153	100	30,253		105,387	1,382,092	1,487,479	1,517,732				420	420	1,518,152	
		計	255,627	1,447	257,074		142,133	1,596,739	1,738,872	1,995,946				420	420	1,996,366	
成長量	針	7,255.5	59.5	7,315.0		536.6	1,192.1	1,728.7	9,043.7						9,043.7		
	広	15.0		15.0		1,206.2	9,497.2	10,703.4	10,718.4						10,718.4		
	計	7,270.5	59.5	7,330.0		1,742.8	10,689.3	12,432.1	19,762.1						19,762.1		

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

市町村	区分	立木地										無立木地等				
		人工林			天然林			竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外 の土地	計	計	
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林									
中札内村	面積	針	861.01	9.01	870.02		187.85	2,822.49	3,010.34					3,880.36		
	広						364.46	9,804.06	10,168.52					10,168.52		
	計		861.01	9.01	870.02		552.31	12,626.55	13,178.86				2,668.37	2,668.37	16,717.25	
	材積	針	88,367	1,559	89,926		16,283	466,928	483,211				5,321	5,321	578,458	
	広		17,505	1,086	18,591		41,376	1,707,848	1,749,224				17,376	17,376	1,785,191	
	材積	針	105,872	2,645	108,517		57,659	2,174,776	2,232,435				22,697	22,697	2,363,649	
	計		2,320.5	14.4	2,334.9		218.6	1,620.0	1,838.6				4,173.5	4,173.5	4,173.5	
	成長量	広	6.2		6.2		450.3	8,210.7	8,661.0					8,667.2	8,667.2	
	計		2,326.7	14.4	2,341.1		668.9	9,830.7	10,499.6					12,840.7	12,840.7	
	面積	針	249.08	31.60	280.68		49.42		49.42					330.10		
更別村	広						121.90	92.51	214.41					214.41		
	計		249.08	31.60	280.68		171.32	92.51	263.83		3.24		19.17	22.41	566.92	
	材積	針	30,386	2,221	32,607		2,704		2,704					35,311	35,311	
	広		2,133	488	2,621		12,327	13,186	25,513					28,134	28,134	
	計		32,519	2,709	35,228		15,031	13,186	28,217					63,445	63,445	
	成長量	針	880.0	13.3	893.3		28.5		28.5					921.8	921.8	
	広		0.8		0.8		132.1		86.0					218.9	218.9	
	計		880.8	13.3	894.1		160.6		86.0					1,140.7	1,140.7	
	面積	針	4,256.50	217.29	4,473.79		911.84	3,668.58	4,580.42					9,054.21		
	広		12.91	3.33	16.24		1,633.21	27,724.36	29,357.57					29,373.81		
大樹町	材積	針	4,269.41	220.62	4,490.03		2,545.05	31,392.94	33,937.99		9.07		2,965.57	2,978.41	41,406.43	
	広		470,455	25,215	495,670		49,967	535,393	585,360		185			185	1,081,215	
	計		537,648	28,990	566,638		277,167	4,272,829	4,549,996		153			153	4,621,117	
	成長量	針	14,266.3	624.7	14,891.0		817.4	4,913.3	5,730.7		2.6			338	5,702,332	
	広		43.7	1.2	44.9		2,953.8	32,511.8	35,465.6					2.6	20,624.3	
	成長量	針	14,310.0	625.9	14,935.9		3,771.2	37,425.1	41,196.3		2.6			2.6	35,510.5	
	広		4,596.21	11.21	4,607.42		474.79	1,324.37	1,799.16					6,406.58	56,134.8	
	計		4,596.87	11.21	4,608.08		1,622.89	23,807.33	25,430.22					25,430.88	56,134.8	
	面積	針	684,283	1,115	685,398		2,097.68	25,131.70	27,229.38		8.49		780.25	788.74	32,626.20	
	広		61,943	176	62,119		12,040	215,146	227,186					912,584	32,626.20	
広尾町	材積	針	746,226	1,291	747,517		267,936	3,271,393	3,539,329					3,601,448	912,584	
	広		19,892.7	10.5	19,903.2		279,976	3,486,539	3,766,515					4,514,032	3,601,448	
	計		12.5		12.5		181.9	2,929.5	3,111.4					23,014.6	4,514,032	
	成長量	針	19,905.2	10.5	19,915.7		2,852.6	31,995.8	34,848.4					34,860.9	23,014.6	
	広						3,034.5	34,925.3	37,959.8					34,860.9	34,860.9	
	計		19,905.2	10.5	19,915.7		3,034.5	34,925.3	37,959.8					57,875.5	57,875.5	

(注) 1.人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

2.竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

市町村	区分	立木地										無立木地等					計
		人工林			天然林			竹林	計	伐採跡地	未立木地	改 植 予定地	林地以外 の土地				
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林							計			
本別町	面積	針	2,430.75	724.17	3,154.92		34.31	2,178.94	2,213.25		5,368.17						
		広	18.28		18.28		83.21	4,036.71	4,119.92		4,138.20						
	計	2,449.03	724.17	3,173.20		117.52	6,215.65	6,333.17		9,506.37	12.87			443.57	456.44	9,962.81	
	材積	針	368,968	86,428	455,396		3,452	598,038	601,490		1,056,886						1,056,886
		広	82,710	19,159	101,869		14,238	1,160,876	1,175,114		1,276,983						1,276,983
	計	451,678	105,587	557,265		17,690	1,758,914	1,776,604		2,333,869							2,333,869
足寄町	成長量	針	10,728.3	796.3	11,524.6		66.4	11,474.5	11,540.9		23,065.5						23,065.5
		広	30.2		30.2		191.4	17,655.4	17,846.8		17,877.0						17,877.0
	計	10,758.5	796.3	11,554.8		257.8	29,129.9	29,387.7		40,942.5						40,942.5	
	面積	針	13,317.57	1,141.30	14,458.87		9,482.67	31,573.87	41,056.54		55,515.41						
		広	34.92	16.74	51.66		3,213.88	16,914.89	20,128.77		20,180.43						
	計	13,352.49	1,158.04	14,510.53		12,696.55	48,488.76	61,185.31		75,695.94	10.35	38.55			2,510.89	2,559.79	78,255.63
陸別町	材積	針	1,834,425	97,801	1,932,226		2,024,920	8,640,373	10,665,293		12,597,519				798	798	12,598,317
		広	298,186	18,309	316,495		872,845	4,552,891	5,425,736		5,742,231				129	129	5,742,360
	計	2,132,611	116,110	2,248,721		2,897,765	13,193,264	16,091,029		18,339,750				927	927	18,340,677	
	成長量	針	43,925.3	1,146.1	45,071.4		36,021.5	145,076.0	181,097.5		226,168.9						226,168.9
		広	43.4	95.3	138.7		15,412.3	70,888.8	86,301.1		86,439.8						86,439.8
	計	43,968.7	1,241.4	45,210.1		51,433.8	215,964.8	267,398.6		312,608.7							312,608.7
森林計画市	面積	針	8,528.44	360.57	8,889.01		2,813.66	14,225.57	17,039.23		25,928.24						
		広	22.64		22.64		1,531.33	9,792.78	11,324.11		11,346.75						
	計	8,551.08	360.57	8,911.65		4,344.99	24,018.35	28,363.34		37,274.99	25.03			1,053.47	1,078.50	38,353.49	
	材積	針	1,391,776	52,436	1,444,212		581,906	3,973,100	4,555,006		5,999,218	106			106	106	5,999,324
		広	156,188	2,149	158,337		458,632	2,636,951	3,095,593		3,253,920	18			18	18	3,253,938
	計	1,547,964	54,585	1,602,549		1,040,538	6,610,051	7,650,589		9,253,138	124				124	124	9,253,262
森林計画市	成長量	針	40,357.0	604.1	40,961.1		11,930.6	68,656.0	80,586.6		121,547.7	0.8			0.8	0.8	121,548.5
		広	22.6		22.6		7,716.8	39,616.4	47,333.2		47,355.8						47,355.8
	計	40,379.6	604.1	40,983.7		19,647.4	108,272.4	127,919.8		168,903.5	0.8				0.8	168,904.3	
	面積	針	50,667.96	3,504.26	54,172.22		27,641.52	127,551.07	155,192.59		209,364.81						
		広	226.82	20.07	246.89		14,133.68	161,968.92	176,102.60		176,349.49						
	計	50,894.78	3,524.33	54,419.11		41,775.20	289,519.99	331,295.19		385,714.30	99.99	64.42			28,868.03	29,032.44	414,746.74
森林計画市	材積	針	7,278,870	388,508	7,667,378		5,084,029	32,151,935	37,215,964		44,883,342	462			16,754	17,216	44,900,558
		広	1,019,401	58,500	1,077,901		2,995,158	30,305,418	33,300,576		34,378,477	172			44,383	44,555	34,423,032
	計	8,298,271	447,008	8,745,279		8,059,187	62,457,353	70,516,540		79,261,819	634			61,137	61,771	79,323,590	
	成長量	針	202,946.4	5,517.7	208,464.1		82,815.1	412,155.9	494,971.0		703,435.1	4.4			4.4	4.4	703,439.5
		広	269.7	96.5	366.2		41,318.8	297,135.3	338,454.1		338,820.3						338,820.3
	計	203,216.1	5,614.2	208,830.3		124,133.9	709,291.2	833,425.1		1,042,255.4	4.4				4.4	4.4	1,042,259.8

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

(4) 制限林の種類別面積

森林計画区:013 十勝

単位:ha

区分		市町村						
		帯広市	音更町	土幌町	上士幌町	鹿追町	新得町	
保	水源かん養保安林			4.50	45,399.45	13,586.86		78,507.32
	土砂流出防備保安林	20,132.88			256.59	1,382.76		42.46
	土砂崩壊防備保安林		4.56		99.58	21.94		323.76
	飛砂防備保安林							
	防風保安林		12.55					
	水害防備保安林							
	潮害防備保安林							
	干害防備保安林							119.77
	防雪保安林							
	防霧保安林							
安	なだれ防止保安林							
	落石防止保安林							
	防火保安林							
	魚つき保安林							
林	航行目標保安林							
	保健保安林		(4.56)					
	風致保安林	20,132.88	(4.56)	69.76	46,916.15	15,762.28	(2,523.13)	79,200.57
	計							
保安施設地区								
砂防指定地		34.87				32.03		
特別保護地区					(1,191.22)		(10,456.14)	
国 立 公 園	第一種特別地域			(65.26)	4.04	(643.44)	2.21	(4,284.87)
	第二種特別地域				222.48	(3,665.35)	17.48	(3,919.33)
	第三種特別地域			79.56	(28,511.23)	177.81	1.92	(22,767.05)
	地種区分未定地域							296.87
	計							
国 定 公 園	特別保護地区	(2,604.84)			404.33	(11,418.98)	21.61	(41,427.39)
	第一種特別地域	(2,321.78)						415.78
	第二種特別地域	(934.53)	3.51					
	第三種特別地域	(470.86)	3.10					
	地種区分未定地域							
都 道 府 公 園 立	計	(6,332.01)	6.61					
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
原 生 自 然 公 園 立	計							1,035.12
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							
自然環境保全地域	特別保護地区							
	第一種特別地域							
	第二種特別地域							
	第三種特別地域							
	地種区分未定地域							

区分		市町村							
		清水町	芽室町	中札内村	大樹町	広尾町	本別町		
保 安 林	水源かん養保安林		31.50		22,015.16	15,888.90		9,577.01	
	土砂流出防備保安林	11,346.96	14,026.63		18,977.14	15,333.44		35.64	
	土砂崩壊防備保安林		36.57		27.49	250.88		144.25	127.83
	飛砂防備保安林								
	防風保安林								
	水害防備保安林								
	潮害防備保安林								
	干害防備保安林					113.12			
	防雪保安林								
	防霧保安林								
林	なだれ防止保安林								
	落石防止保安林								
	防火保安林								
	魚つき保安林								
	航行目標保安林								
	保健保安林		(4.84)	33.20 (1,595.61)	(221.11)	(43.45)		(543.09)	
	風致保安林								
	計	11,346.96	(4.84)	14,127.90 (1,595.61)	(221.11)	(43.45)	31,479.71	(543.09)	9,740.48
	保安施設地区								
	砂防指定地	23.42				11.75	6.84		
国 立 公 園	特別保護地区								
	第一種特別地域								
	第二種特別地域								
	第三種特別地域								
	地種区分未定地域								
	計								
	特別保護地区		(1,104.93)	(3,181.28)	(1,415.58)	(109.45)			
	第一種特別地域	(666.92)	2.02 (2,126.49)	(6,065.17)	(11,491.06)	(2,624.25)			
	第二種特別地域	(1,890.66)	0.51 (235.17)	(2,793.57)	(565.26)	(5,726.98)	10.16		
	第三種特別地域	(855.52)		0.93 (334.55)	4.39	(497.07)	0.46		
都 道 府 公 園 立	地種区分未定地域	(3,413.10)	2.53 (4,189.45)	0.93 (12,374.57)	(13,471.90)	(8,957.75)	10.62		
	計								
	第一種特別地域								
	第二種特別地域								
	第三種特別地域								
	地種区分未定地域								
	計								
	原生自然環境保全地域								
	自然環境保全地域特別地区								
	都道府県自然環境保全地域特別地区				(51.67)			(46.75)	
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物 種 の 保 存 法 に よ る 管 理 地 区	鳥獣保護区特別保護地区								
	緑地保全地区								
	風致地区								
	特別母樹林								
	特別母樹林			(107.36)					
	史跡名勝天然記念物								
	種の保存法による管理地区								
	その他								
	合計	(3,413.10)	11,372.91 (4,194.29)	14,128.83 (14,077.54)	15,940.64 (13,744.68)	41,254.93 (9,001.20)	31,497.17 (589.84)	9,740.48	

(注) () 書の数値は重複制限林で外数である。

区分		市町村				合計
		足寄町	陸別町	市町村		
保	水源かん養保安林	75,021.71		36,902.99		296,935.40
	土砂流出防備保安林	90.82				97,497.35
	土砂崩壊防備保安林	220.56				1,257.42
	飛砂防備保安林					
	防風保安林					12.55
	水害防備保安林					
	潮害防備保安林					
	干害防備保安林	2,358.71	21.83			2,613.43
	防雪保安林					
	防霧保安林					
安	なだれ防止保安林					
	落石防止保安林					
	防火保安林					
	魚つき保安林					
	航行目標保安林					
	保健保安林	(4,215.76)			(9,207.64)	2,259.33
	風致保安林					
	計	(4,215.76)	77,691.80	36,924.82	(9,207.64)	400,575.48
	保安施設地区					
	砂防指定地					
国 立 公 園	特別保護地区	(671.02)	16.06		(0.38)	108.91
	第一種特別地域	(795.54)	42.07		(12,318.38)	16.06
	第二種特別地域	(1,537.58)	7.34		(11,803.37)	48.32
	第三種特別地域	(1,166.57)	4.88		(13,756.12)	366.21
	地種区分未定地域				(59,555.04)	561.04
	計	(4,170.71)	70.35		(97,432.91)	991.63
	特別保護地区				(8,416.08)	0.22
	第一種特別地域				(25,295.67)	2.02
	第二種特別地域				(12,146.17)	50.69
	第三種特別地域				(2,880.86)	8.88
都 道 公 園	地種区分未定地域					
	計				(48,738.78)	61.81
	第一種特別地域					
	第二種特別地域					
	第三種特別地域					
	地種区分未定地域					
	計					
	原生自然環境保全地域					1,035.12
	自然環境保全地域特別地区					
	都道府県自然環境保全地域特別地区					
鳥 獣 保 護 区	特別保護地区	(115.26)		(65.42)	(364.76)	
	緑地保全地区					
	風致地区					
	特別母樹林					
	史跡名勝天然記念物	(5.14)			(11,859.49)	
	種の保存法による管理地区					
	その他					
	合計	(8,506.87)	77,762.15	(65.42)	36,924.82	(167,603.96)
	(注) () 書の数値は重複制限林で外数である。					402,772.95

(5) 樹種別材積表

単位: m³

		人 工 林	天 然 林	無 立 木 地	そ の 他	計
針葉樹	カラマツ	953,235	18,775	171		972,181
	アカマツ	483	615			1,098
	トドマツ	5,185,451	20,803,180	217		25,988,848
	エゾマツ	1,412,102	15,959,342			17,371,444
	他針葉樹	116,107	434,052	74	16,754	566,987
	小 計	7,667,378	37,215,964	462	16,754	44,900,558
広葉樹	ナラ類	48,807	3,825,450			3,874,257
	カンバ類	487,961	10,637,614			11,125,575
	カエデ類	15,071	916,686			931,757
	シナノキ	18,479	4,956,177			4,974,656
	タモ類	21,493	330,740			352,233
	他広葉樹	486,090	12,633,909	172	44,383	13,164,554
	小 計	1,077,901	33,300,576	172	44,383	34,423,032
合 計		8,745,279	70,516,540	634	61,137	79,323,590

(6) 荒廃地等の面積

単位: ha

市町村名	荒廃地
帯広市	9.88
音更町	—
士幌町	—
上士幌町	7.69
鹿追町	—
新得町	—
清水町	—
芽室町	—
中札内村	—
更別村	—
大樹町	1.15
広尾町	—
幕別町	—
池田町	—
豊頃町	—
本別町	—
足寄町	17.76
陸別町	0.02
浦幌町	—
計	36.50

(7) 森林の被害

単位: ha

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総 数	45	96	60

注) 北海道森林管理局事業統計書による。

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

振興局	組合名	市町村 (地区)	組合人数 (人)	組合員所有 森林面積 (ha)
十勝総合振興局	西十勝森林組合	鹿追町、新得町	5,772	167,571
	清水町森林組合	清水町		
	更別森林組合	更別村		
	大樹町森林組合	大樹町		
	広尾町森林組合	広尾町		
	幕別町森林組合	幕別町		
	本別町森林組合	本別町		
	足寄町森林組合	足寄町		
	陸別町森林組合	陸別町		
	浦幌町森林組合	浦幌町		
	十勝大雪森林組合	音更町、士幌町、上士幌町		
	十勝広域森林組合	芽室町、中札内村、帯広市、池田町、豊頃町		

注) 森林組合現況調査一覧(令和3年度)による。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数、工場数

市町村	造林業	素材 生産業	木材・木製品製造業						
			製材	チップ	合単板	フローリング	集成材	プレカット	計
総 数	(62) 69	(71) 76	22	(19) 26	1			2	32
帯 広 市	(9) 9	(13) 13	1	(1) 2				1	3
音 更 町	(8) 9	(6) 7	2	(2) 2					2
士 幌 町		(1) 1						1	1
上 士 幌 町	(3) 3	(3) 3	2	(2) 2					2
鹿 追 町									
新 得 町	(4) 5	(5) 5	4	(4) 4					4
清 水 町		(1) 1		1					1
芽 室 町	1	(1) 1	3	(2) 2					3
中 札 内 村									
更 別 村	(1) 2	(1) 2							
大 樹 町	(4) 4	(4) 5	1	1					2
広 尾 町	(4) 5	(2) 3	2	(1) 2					3
幕 別 町	(5) 5	(5) 5	1	(1) 2	1				3
池 田 町	(1) 1	(3) 3	1	(1) 1					1
豊 頃 町	(3) 3	(4) 4		1					1
本 別 町	(2) 2	(3) 3	1	(1) 1					1
足 寄 町	(11) 12	(11) 11	2	(2) 2					2
陸 別 町	(3) 4	(5) 6	1	(1) 2					2
浦 幌 町	(4) 4	(3) 3	1	(1) 1					1

注1) 北海道水産林務部林務局林業木材課調べ(調査時点：R4.3月)による。

2) 造林業および素材生産業上段の()は、森林組合を除いた事業体数の内数。

3) チップ上段の()は、製材工場との兼業で内数。

(3) 林業労働力の概況

単位:人

	総就労者	林業 就労者
S 5 5 年	176,894	4,375
S 6 0 年	179,962	4,101
H 2 年	182,071	2,944
H 7 年	187,628	2,292
H 1 2 年	184,370	1,674
H 1 7 年	175,806	1,286
H 2 2 年	169,502	1,312
H 2 7 年	167,647	1,064
R 2 年	159,851	1,098

注) 令和2年国勢調査報告による。

(4) 林業機械化の概況

単位 台数:台

機 械 種 名	台数	説 明
フ ェ ラ ー バ ン チ ャ	10	立木を伐倒、集積する自走式機械
ハ ー ベ ス タ	65	伐倒、枝払い、玉切りする自走式機械
プ ロ セ ッ サ	18	枝払い、玉切りする自走式機械
ス キ ッ ダ		牽引式集材専用のトラクタ
フ ォ ワ ー ダ	17	積載式集材専用車両
タ ワ ー ヤ ー ダ		元柱を具備した自走式集材機械
ス イ ン グ ヤ ー ダ	1	建設用ベースマシンに集材用ウインチを搭載し、旋回可能なブームを装備する自走式集材機械
グ ラ ッ プ ル バ ケ ッ ト	39	地均し等のバケット機能と積込み等のグラップル機能を併せ持つ自走式機械
グ ラ ッ プ ル ソ ー	3	巻立、玉切りする自走式機械
樹 木 粉 碎 機		伐倒木、伐根、枝条等を粉碎する機械
そ の 他	2	リモコン式刈払機、乗用型刈払機、コンビマシン、マルチャー等

注) 北海道水産林務部林務局林業木材課調べ(令和4年3月31日現在)による。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千m³

区分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	560	867	1,428	352	880	1,232	63%	101%	86%
針葉樹	463	750	1,213	263	710	972	57%	95%	80%
広葉樹	97	117	214	89	171	260	92%	146%	121%

注1) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H31～R5年度)である。

2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(2) 間伐面積

単位 面積:ha

計 画	実 行	実行歩合
16,273	17,345	107%

注1) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H31～R5年度)である。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積:ha

総 数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
4,836	2,783	58%	4,736	2,746	58%	100	38	38%

注1) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H31～R5年度)である。

2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長:km

区 分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 数		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
基幹路網	27	19	70%	40箇所	49箇所	123%
うち林業専用道	-	19	-	-	-	-

注1) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H31～R5年度)である。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積:ha

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	1,825	2,146	118%	－	5	－
水 源 か ん 養	1,825	2,146	118%	－	2	－
土 砂 流 出 防 備	－	－	－	－	2	－
保 健	－	－	－	－	1	－

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H31～R5年度)である。

イ 保安施設地区の面積

該当なし

ウ 治山事業の数量

主な工種	計画	実行	実行歩合
溪 間 工 (箇所)	54	27	50%
山 腹 工 (箇所)	16	15	94%
植 栽 工 (ha)	15	7	47%
本数調整伐 (ha)	－	－	－

注) 計画及び実行の数値は、前計画の前期分(H31～R5年度)である。

5 林地の異動状況(森林計画対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積:ha

農 用 地	ゴルフ場等 レジャー施設 用 地	住宅、別荘、 工場等建物 敷地及び その附帯地	採石採土地	そ の 他	合 計
－	－	－	－	17	17

注) その他の主な内訳は、所管換及び林道新設である。

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積:ha

原 野	農 用 地	そ の 他	合 計
－	－	10	10

注) その他の主な内訳は、貸付地の返地や廃道による区分の見直しである。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積:ha、材積:千m³

分 期			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐採立木材積	総 数	総 数	1,521	1,639	1,698	1,749	1,593	1,530	1,514	1,465
		針葉樹	1,314	1,350	1,350	1,345	1,208	1,153	1,137	1,095
		広葉樹	207	289	348	405	385	378	376	370
	主 伐	総 数	430	484	545	502	434	431	445	404
		針葉樹	378	408	444	424	363	360	372	336
		広葉樹	52	76	101	79	70	71	73	68
	間 伐	総 数	1,091	1,155	1,153	1,247	1,159	1,100	1,069	1,061
		針葉樹	937	942	906	921	844	793	765	759
		広葉樹	154	213	247	326	315	307	303	302
造林面積	総 数		2,722	3,352	3,508	3,472	3,076	2,904	2,827	2,520
	人 工 造 林		2,709	1,352	1,367	1,301	1,026	1,112	1,103	939
	天 然 更 新		13	2,000	2,142	2,171	2,049	1,792	1,725	1,580

注) 計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

(2)分期別期首資源表

單位 面積:ha、材積:千m3

區 分		面 積												材 積	
		總數	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上		
第 I 分期	人工林	總 數	385,672	1,359	1,066	2,686	9,390	19,573	21,928	11,934	317,198	150	385	1	63,473
		育成單層林	54,377	1,331	622	261	5,419	16,735	19,189	9,931	563	146	178	1	8,745
		育成複層林	50,895	279	542	146	5,240	16,641	18,461	8,880	445	103	155	1	8,298
	天然林	總 數	3,482	1,052	81	115	179	94	728	1,051	118	43	23		447
總 數		331,295	28	444	2,425	3,971	2,837	2,740	2,003	316,635	4	207	0	70,516	
育成單層林		0													
	育成複層林	41,776	28	428	2,391	3,914	2,769	2,727	1,200	28,281	4	34		8,059	
	天然生林	289,520		16	35	57	68	13	803	288,354		173		62,457	

区 分		面 積												材 積
		總數	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上	
第Ⅱ分期	總 數	385,672	3,173	894	1,336	5,443	14,577	22,029	17,229	3,873	316,665	405	48	83,346
	育成單層林	53,910	3,167	754	344	1,022	11,835	19,116	14,655	2,703	70	195	48	8,827
	育成複層林	48,395	255	540	223	842	11,756	18,827	13,336	2,367	56	145	48	8,251
	總 數	5,515	2,912	214	121	180	79	289	1,319	336	15	50		575
天然林	總 數	331,763	6	140	992	4,421	2,742	2,913	2,574	1,169	316,595	209	1	74,519
	育成單層林	0												
	育成複層林	42,243	6	140	964	4,367	2,695	2,852	2,571	369	28,241	36	1	8,936
	天然生林	289,520			28	53	47	60	3	800	288,354	173		65,583

区 分		面 積												材 積
		總數	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21齡級 以上	
第三分期	總 數	385,672	4,026	1,359	1,066	2,686	9,529	18,793	20,686	10,811	316,226	119	371	84,803
	總 數	52,875	4,026	1,331	622	261	5,173	15,436	16,698	8,625	430	111	161	8,623
	育成單層林	45,873	357	279	542	146	4,999	15,351	16,059	7,595	332	73	138	8,067
	育成複層林	7,002	3,669	1,052	81	115	174	85	639	1,030	98	38	22	556
	總 數	332,797	0	28	444	2,425	4,356	3,357	3,988	2,186	315,795	8	210	76,180
天然林	育成單層林	0												
	育成複層林	47,071		28	428	2,392	4,301	3,291	3,975	1,415	31,190	8	42	9,516
	天然生林	285,726			15	33	55	66	13	771	284,606		168	66,665

単位 面積:ha、材積:千m3

区 分	材 積	面 積												
		總數	1・2	3・4	5・6	7・8	9・10	11・12	13・14	15・16	17・18	19・20	21齡級以上	
			齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	
第Ⅳ分期	總 數	385,672	3,669	3,173	894	1,336	5,918	14,038	20,117	17,631	3,532	314,941	424	85,893
	育成單層林	51,732	3,669	3,167	754	344	964	10,511	16,706	13,053	2,295	60	210	8,288
	育成複層林	43,245	462	255	540	223	795	10,446	16,461	11,835	2,015	48	165	7,752
	總 數	8,488	3,206	2,912	214	121	169	65	245	1,219	280	12	45	536
	育成單層林	333,940	0	6	140	992	4,954	3,526	3,411	4,578	1,237	314,881	215	77,605
天然林	育成單層林	0												
	育成複層林	53,372		6	140	967	4,906	3,482	3,354	4,574	492	35,399	51	10,599
	天然生林	280,568				25	48	44	57	3	745	279,483	164	67,006

区 分	材 積	面 積												
		總 数	1・2	3・4	5・6	7・8	9・10	11・12	13・14	15・16	17・18	19・20	21齡級以上	
			齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	
第Ⅴ分期	總 数	385,672	3,547	4,026	1,359	1,066	3,151	9,608	17,423	20,748	9,762	314,516	466	85,602
	總 数	50,543	3,547	4,026	1,331	622	253	4,580	13,452	14,728	7,363	396	243	7,987
	育成単層林	40,774	508	357	279	542	144	4,436	13,380	14,135	6,507	300	186	7,394
	育成複層林	9,769	3,039	3,669	1,052	81	110	144	72	593	857	96	57	594
天然林	總 数	335,130	0	0	28	444	2,898	5,028	3,971	6,020	2,399	314,119	223	77,614
	總 数	0												
	育成単層林	62,407			28	430	2,868	4,977	3,909	6,008	1,661	42,462	64	11,069
	育成複層林	272,722				14	30	51	62	12	738	27,657	159	66,545

第Ⅵ分期	区 分	面 積												材 積
		總 数	1・2	3・4	5・6	7・8	9・10	11・12	13・14	15・16	17・18	19・20	21齡級以上	
			齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	
人工林	總 数	385,672	3,035	3,669	3,173	894	1,617	6,392	13,399	18,717	3,375	313,693	85,526	
	育成單層林	49,412	3,035	3,669	3,167	754	335	839	9,228	14,891	2,085	246	7,872	
	育成複層林	38,710	538	462	255	540	219	699	9,171	14,659	1,825	190	7,047	
	總 数	10,702	2,497	3,206	2,912	214	115	140	57	231	260	56	825	
天然林	總 数	336,260	0	0	6	140	1,283	5,552	4,171	3,826	1,290	313,447	77,654	
	育成單層林	0												
	育成複層林	71,168			6	140	1,260	5,507	4,129	3,773	567	49,242	11,549	
	天然生林	265,092					23	45	41	53	3	722	66,105	

単位 面積:ha、材積:千m3

区	分	面積												材 積		
		總數	1・2	3・4	5・6	7・8	9・10	11・12	13・14	15・16	17・18	19・20	21齡級以上			
			齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級			
第Ⅷ分期	人工林	總 數	385,672													
		育成單層林	48,366	2,775	3,547	4,026	1,359	1,170	3,606	9,571	16,576	20,503	9,238	313,300		85,992
		育成複層林	36,592	562	508	357	279	533	130	3,874	12,021	12,042	5,871	413	548	7,839
	天然林	總 數	11,774	2,213	3,039	3,669	1,052	75	91	127	67	493	813	135	1,124	
		育成單層林	337,306	0	0	0	28	562	3,386	5,571	4,488	7,967	2,554	312,751	78,153	
			0													
	天然林	育成複層林	79,638				28	549	3,358	5,523	4,431	7,957	1,849	55,944	12,488	
		天然生林	257,668					12	28	48	57	11	705	256,808	65,665	

区	分	面積												材 積
		總數	1・2	3・4	5・6	7・8	9・10	11・12	13・14	15・16	17・18	19・20	21齡級以上	
			齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	
第Ⅳ分期	總 數	385,672	2,865	3,035	3,669	3,173	897	1,861	6,753	13,108	17,581	17,521	315,209	86,582
	育成單層林	47,360	2,865	3,035	3,669	3,167	738	291	724	8,375	12,581	9,927	1,988	7,926
	育成複層林	34,619	585	538	462	255	526	196	605	8,324	12,389	9,033	1,705	6,416
	總 數	12,741	2,279	2,497	3,206	2,912	212	96	120	50	192	894	283	1,509
	育成單層林	338,312	0	0	0	6	159	1,570	6,028	4,734	5,000	7,593	313,221	78,656
天然林	育成單層林	0												
	育成複層林	87,859				6	159	1,549	5,986	4,695	4,951	7,591	62,922	13,427
	天然生林	250,453						21	42	38	49	3	250,299	65,229

区	分	面積												材 積
		総数	1・2	3・4	5・6	7・8	9・10	11・12	13・14	15・16	17・18	19・20	21齡級以上	
			齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	齡級	
第Ⅳ分期	総 数	385,672	2,595	2,775	3,547	4,026	1,345	1,221	3,968	9,742	16,020	20,283	320,151	87,166
	育成単層林	46,425	2,595	2,775	3,547	4,026	1,310	548	196	3,696	10,261	11,270	6,202	8,122
	育成複層林	32,944	640	562	508	357	276	486	117	3,585	10,205	10,838	5,371	6,164
	総 数	13,481	1,955	2,213	3,039	3,669	1,035	62	79	111	56	433	831	1,958
	育成単層林	339,247	0	0	0	0	35	673	3,773	6,046	5,759	9,013	313,949	79,044
天然林	育成単層林	0												
	育成複層林	95,806					35	661	3,746	6,002	5,705	9,002	70,655	14,248
	天然生林	243,441						12	26	44	54	11	243,293	64,796

7 その他

(1) 持続的伐採可能量

材積:千m³

主伐(皆伐)の上限量の目安(年間)
69